（証券コード：8601）

目　次

第77回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 3
第１号議案　定款一部変更の件 …… 3
第２号議案　取締役13名選任の件 …… 9
第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 …… 14
株主総会にご出席願えない場合の議決権行使について …… 18

【第77回定時株主総会招集ご通知添付書類】
事業報告
Ⅰ．当社グループの事業活動の状況 …… 20
１．経済・市場環境と当社グループの事業活動の成果 …… 20
２．連結業績の概況 …… 24
３．過去５年間の連結業績及び連結財産の状況の推移 …… 26
４．当社グループの対処すべき課題 …… 26
５．当社グループの状況 …… 28
Ⅱ．会社の概況（平成26年３月31日現在） …… 31
１．株式の状況 …… 31
２．新株予約権等の状況 …… 31
３．役員の状況 …… 34
４．会計監査人の状況 …… 37
５．剰余金の配当等の決定に関する方針 …… 37
６．業務の適正を確保するための体制 …… 38
連結計算書類
連結貸借対照表 …… 40
連結損益計算書 …… 41
連結株主資本等変動計算書 …… 42
計算書類
貸借対照表 …… 53
損益計算書 …… 53
株主資本等変動計算書 …… 54
監査報告
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告 …… 59
会計監査人の会計監査報告 …… 60
監査委員会の監査報告 …… 61

株主メモ …… 62
株主総会会場ご案内図 …… 末尾

第77回

定時株主総会招集ご通知

日時　平成26年６月26日（木曜日）
午前10時〔午前９時開場〕

場所　東京都港区芝公園四丁目８番１号
ザ・プリンス　パークタワー東京
地下２階　コンベンションホール

例年実施しておりましたJR浜松町駅から株主総会会場までのバス送迎は、バスターミナル改修工事のため、行えませんのでご注意願います。

大和証券グループ本社
Daiwa Securities Group Inc.

（証券コード：8601）
平成26年５月30日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
株式会社 大和証券グループ本社
執行役社長　日比野　隆司

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。**
**　また、本総会の議決権は電磁的方法（インターネット等）によって行使することもできます。インターネットを通じて行使される場合は、当社議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご投票くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　時　平成26年６月26日（木曜日）午前10時〔午前９時開場〕

２．場　所　東京都港区芝公園四丁目８番１号
ザ・プリンス　パークタワー東京　地下２階　コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

◎株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

３．目的事項

報告事項
１．第77期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第77期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役13名選任の件
第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

４．招集にあたっての決定事項
⑴株主総会にご出席願えない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、議決権を行使することができます。具体的な手続等について、18ページの「株主総会にご出席願えない場合の議決権行使について」をご高覧の上、それに従って、議決権をご行使ください。
⑵書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の期限は、株主総会前日の平成26年６月25日（水曜日）の17時（午後５時）までといたします。
⑶書面と電磁的方法（インターネット等）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを議決権行使として取扱わせていただきます。
⑷電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
⑸書面による議決権行使において、各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面が提出された場合においては、賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。
⑹代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。また、その際には代理権を証明する委任状に加え、代理人ご本人の議決権行使書用紙が必要となります。なお、代理人は１名とさせていただきます。
⑺議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

５．株主様へのお知らせ方法について
　株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daiwa-grp.jp/ir/shareholders/shareholders_04.cfm）に掲載いたします。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

平成20年９月に端を発した世界的な金融危機を受け、金融危機発生時における市場機能維持のための新たな危機対応措置として、預金保険法が改正され平成26年３月６日に施行されました。これにより、これまで預金取扱金融機関のみを対象としてきた金融危機対応措置の対象が、第一種金融商品取引業者等、当社を含む金融業全体に拡大され、市場環境の急変等に対応した「金融機関の秩序ある処理の枠組み」が整備されております。

一方、主要国等の金融監督当局で構成される「バーゼル銀行監督委員会」では、国際的に活動する金融機関に対し自己資本の質と水準、両面の強化を求めており、優先株式や劣後債等を自己資本へ算入するための適格要件が厳格化されております（いわゆる「バーゼルⅢ」）。具体的には、優先株式及び劣後債等を自己資本に算入するには、金融監督当局により実質破綻が認定された際に元本の削減又は普通株式への転換がなされる条項（実質破綻時損失吸収条項）を定めていることが求められており、先の預金保険法の改正では本邦におけるこの実質破綻時損失吸収条項が発動され得る要件が明確化されました。

本件は、このような国内外の法規制改正の流れを受け、新たに整備された「金融機関の秩序ある処理の枠組み」への対応を行うため、当該枠組み及びバーゼルⅢに準拠した優先株式に関する条項を当社定款に新たに追加するものです。

なお、現時点では、具体的な優先株式の発行予定はございません。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線＿＿は変更部分）

現　　行	改　　正
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、40億株とする。	（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、40億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　　40億株 第１種優先株式　　1億株 第２種優先株式　　1億株 第３種優先株式　　1億株
（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、普通株式につき1,000株、各優先株式につき1,000株とする。
第７条～第10条　（略）	第７条～第10条　（現行どおり）

現　　行	改　　正
新　　設	第３章　　優 先 株 式 （優先配当金） 第11条　当会社は、第53条第１項に定める毎年３月31日を基準日とする剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該基準日を含む事業年度において第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 各優先株式１株につき、その１株当たりの払込金額相当額に、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定（以下「取締役会の決議等」という。）により定める配当年率（10パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額 ２　ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ３　優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
新　　設	

現　　行	改　　正
新　　設	(優先中間配当金) 第12条　当会社は、第53条第２項に定める毎年９月30日を基準日とする中間配当については、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第11条第１項で定める額の２分の１を上限として、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議等により定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先中間配当金」という。）を行う。
新　　設	(残余財産の分配) 第13条　当会社は、残余財産の分配については、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 各優先株式１株につき、その１株当たりの払込金額相当額を踏まえて、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議等により定める額 ２　優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。
新　　設	(議決権) 第14条　優先株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、（ⅰ）第52条の規定が効力を有する場合であって、会社法第436条第３項の取締役会において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、（ⅱ）第52条の規定が効力を有しない場合であって、優先配当金の全額を支払う旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その定時株主総会より、（ⅲ）優先配当金の全額を支払う旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の第52条の規定に基づく取締役会の決議又は定時株主総会の決議がある時まで、すべての事項につき株主総会において議決権を有するものとする。

現　　行	改　　正
新　　設	(優先株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等) 第15条　当会社は、優先株式について、株式の併合又は分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。 ２　当会社は、優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権及び社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権無償割当ては行わない。
新　　設	(普通株式を対価とする取得請求権) 第16条　第１種優先株式又は第２種優先株式を有する優先株主は、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議等で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社が当該種類の優先株式を取得するのと引換えに、当該取締役会の決議等で定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。その他の取得の条件については、当会社が当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議等によって定める。 ２　前項の普通株式の数の算出に当たって１株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第３項に規定される方法によりこれを取り扱う。
新　　設	(金銭を対価とする取得条項) 第17条　当会社は、第１種優先株式及び第３種優先株式について、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議等で定める時期以降、取締役会の決議等によって別に定める日が到来したときは、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議等によって定める取得価額で、その一部又は全部を取得することができる。 ２　前項に基づきいずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法によりこれを行う。

現　　行	改　　正
新　　設	(一斉取得) 第18条　当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第１種優先株式及び第２種優先株式の全部を、当該種類の優先株式の取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当会社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主に対し、その有する当該種類の優先株式数に当該優先株式１株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除して得られる数の当会社の普通株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議等によって定める。なお、当該取締役会の決議等により、交付すべき普通株式の上限の算定方法を定めることができる。 ２　当会社は、各優先株式の発行後、当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議等によって定める一定の事由（当会社につき元本の削減若しくは普通株式への転換又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると監督官庁又はそれに準ずるものにより認められることを事由の内容に含むものとする。）が生じたときは、その後の取得日をもって、当該優先株式の全部を取得する。取得日は、当該事由が生じた後に取締役会の決議等で別に定める日、又は当該事由が生じた後の一定の日であって当会社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に先立って取締役会の決議等で定める日とする。当会社は、普通株式の交付と引換えに又は無償で、当該優先株式を取得するものとし、そのいずれとするかについては、市場環境等を勘案して、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議等で定める。取得と引換えに普通株式を交付する場合、当該優先株式１株の取得と引換えに交付する普通株式の算定方法は、普通株式の市場実勢及び当該優先株式の払込金額等を勘案して、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議等で定める。 ３　前２項の普通株式の数の算出に当たって１株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。

現　　行	改　　正
新　　設	(優先順位) 第19条　当会社の発行する各優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
第３章　　株 主 総 会	第４章　　株 主 総 会
第11条～第16条　（略）	第20条～第25条　（現行どおり）
新　　設	(種類株主総会) 第26条　第21条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２　第22条、第23条、第24条第１項及び第25条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ３　第24条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
第４章　　取締役及び取締役会	第５章　　取締役及び取締役会
第17条～第28条　（略）	第27条～第38条　（現行どおり）
第５章　　執　行　役	第６章　　執　行　役
第29条～第36条　（略）	第39条～第46条　（現行どおり）
第６章　　会計監査人	第７章　　会計監査人
第37条～第40条　（略）	第47条～第50条　（現行どおり）
第７章　　計　　算	第８章　　計　　算
第41条～第44条　（略）	第51条～第54条　（現行どおり）

第２号議案　取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであり、このうち、安田 隆二 氏、松原 亘子 氏、但木 敬一 氏、津田 廣喜 氏及び小野寺 正 氏の５名は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 鈴木 茂晴（すずき しげはる） （昭和22年４月17日生） 再任	昭和46年４月　当社入社 平成３年７月　当社引受第一部長 平成９年５月　当社事業法人本部担当 平成９年６月　当社取締役 平成10年５月　当社インベストメント・バンキング本部長 平成10年６月　当社常務取締役 平成11年２月　当社秘書室、人事部、職員相談室、総合企画室、広報部担当 平成11年４月　当社経営企画グループ担当 平成12年７月　当社経営企画・IR・広報担当 平成13年５月　当社経営企画（経営企画第一部）・IR・広報担当 平成13年６月　当社専務取締役 平成14年４月　当社経営企画・広報IR担当 平成14年６月　大和証券エスエムビーシー㈱専務取締役　投資銀行本部長 平成14年７月　同社投資銀行本部長兼法人企画担当 平成15年６月　同社代表取締役専務取締役 平成16年６月　当社取締役兼代表執行役社長　最高経営責任者（CEO）兼リテール部門担当 大和証券㈱代表取締役社長 平成23年４月　当社取締役会長兼執行役（現任） 大和証券㈱代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 大和証券㈱代表取締役会長	167,000株
2	 日比野 隆司（ひびの たかし） （昭和30年９月27日生） 再任	昭和54年４月　当社入社 平成14年４月　当社経営企画部長 平成14年６月　大和証券エスエムビーシー㈱執行役員　エクイティ担当 平成16年５月　当社常務執行役員　経営企画・人事・法務・秘書担当兼人事部長 平成16年６月　当社取締役兼常務執行役　企画・人事・法務担当兼人事部長 平成16年７月　当社企画・人事・法務担当 平成17年４月　当社企画・人事担当 平成19年４月　当社取締役兼専務執行役 平成20年７月　当社企画・人事担当　兼　ホールセール部門副担当 大和証券エスエムビーシー㈱専務執行役員 平成21年４月　当社取締役兼執行役副社長　ホールセール部門副担当 大和証券エスエムビーシー㈱代表取締役副社長 平成23年４月　当社取締役兼代表執行役社長（現任）　最高経営責任者（CEO）兼　リテール部門担当　兼　ホールセール部門担当 大和証券㈱代表取締役社長（現任） 大和証券キャピタル・マーケッツ㈱代表取締役社長 平成25年４月　当社最高経営責任者（CEO）（現任） （重要な兼職の状況） 大和証券㈱代表取締役社長	116,090株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 岩本 信之（いわもと のぶゆき） （昭和31年６月14日生） 再任	昭和55年４月　当社入社 平成11年４月　大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱へ転籍 平成13年４月　同社国際金融部長 平成17年４月　当社執行役　最高財務責任者（CFO）兼　企画副担当 平成18年６月　当社取締役兼執行役 平成19年４月　当社最高財務責任者（CFO） 平成20年４月　当社取締役兼常務執行役 平成21年４月　当社取締役兼専務執行役　最高財務責任者（CFO）　兼企画担当　兼　人事担当 平成23年４月　当社取締役兼代表執行役副社長（現任）　最高執行責任者（COO）　兼　最高財務責任者（CFO）　兼　企画担当　兼　人事担当 大和証券キャピタル・マーケッツ㈱代表取締役副社長 平成24年１月　当社最高執行責任者（COO）　兼　最高財務責任者（CFO）　兼　企画担当　兼　人事担当　兼　海外担当 平成24年４月　当社最高執行責任者（COO）　兼　最高財務責任者（CFO）　兼　人事担当　兼　海外担当 大和証券㈱代表取締役副社長（現任） 平成25年４月　当社最高執行責任者（COO）　兼　人事担当　兼　海外担当 平成26年４月　当社最高執行責任者（COO）　兼　海外担当（現任） （重要な兼職の状況） 大和証券㈱代表取締役副社長	62,000株
4	 髙橋 昭夫（たかはし あきお） （昭和31年３月15日生） 再任	昭和53年４月　当社入社 平成11年４月　大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱へ転籍 平成15年６月　同社エクイティ・キャピタルマーケット部長 平成16年５月　同社執行役員　コーポレート・ファイナンス担当 平成17年４月　同社公開引受担当　兼　ストラクチャード・ファイナンス担当 平成18年４月　同社公開引受担当　兼　制度商品担当 平成19年４月　同社常務執行役員　企画担当 平成19年８月　同社国際業務企画担当　兼　企画担当 平成20年４月　同社常務取締役 平成20年９月　大和証券エスエムビーシー㈱プリンシパル・インベストメンツ上席担当 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ㈱（現大和PIパートナーズ㈱）代表取締役会長 平成21年４月　大和証券エスエムビーシー㈱専務取締役 平成21年９月　同社投資銀行上席担当　兼　ストラクチャード・ファイナンス担当　兼　公開引受担当　兼　制度商品担当　兼　投資銀行企画担当 平成22年１月　同社グローバル・インベストメント・バンキング上席担当　兼　ストラクチャード・ファイナンス担当　兼　公開引受担当　兼　制度商品担当　兼　グローバル・インベストメント・バンキング企画担当 平成22年４月　同社グローバル・インベストメント・バンキング上席担当　兼　コーポレート・ファイナンス担当　兼　グローバル・インベストメント・バンキング企画担当 平成22年10月　同社グローバル・インベストメント・バンキング上席担当　兼　コーポレート・ファイナンス担当　兼　法人統括担当 平成23年４月　当社執行役副社長　ホールセール部門副担当 大和証券キャピタル・マーケッツ㈱代表取締役副社長 平成24年４月　大和証券㈱代表取締役副社長（現任） 平成24年６月　当社取締役兼執行役副社長（現任） 平成25年４月　当社ホールセール部門担当（現任） （重要な兼職の状況） 大和証券㈱代表取締役副社長	50,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	 草木 賴幸 （昭和33年３月31日生） 再任	昭和55年４月　当社入社 平成11年４月　大和証券㈱へ転籍 平成11年７月　大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱へ転籍 平成14年７月　同社事業法人第三部長 平成16年５月　同社執行役員　事業法人担当 平成17年４月　同社事業法人第三部担当 平成18年４月　同社事業法人第二部担当　兼　事業法人第三部担当 平成18年10月　同社事業法人第三部担当　兼　事業法人第四部担当 平成19年４月　同社常務執行役員 平成20年４月　同社事業法人担当 平成21年４月　大和証券㈱専務取締役　営業本部長 平成24年４月　当社執行役副社長　リテール部門副担当 大和証券㈱代表取締役副社長（現任） 平成24年６月　当社取締役兼執行役副社長（現任） 平成25年４月　当社リテール部門担当（現任） （重要な兼職の状況） 大和証券㈱代表取締役副社長	64,000株
6	 臼瀧 勝 （昭和36年６月30日生） 再任	昭和60年４月　当社入社 平成11年４月　大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱へ転籍 平成21年10月　当社へ転籍 平成23年４月　当社グループ内部監査部長 大和証券㈱内部監査部長 大和証券キャピタル・マーケッツ㈱内部監査部長 平成25年４月　当社執行役員 大和証券㈱監査役（現任） 大和住銀投信投資顧問㈱監査役（現任） 大和プロパティ㈱監査役（現任） 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント㈱監査役（現任） 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成26年４月　㈱大和総研ビジネス・イノベーション監査役（現任） （重要な兼職の状況） 大和証券㈱監査役 大和住銀投信投資顧問㈱社外監査役 大和プロパティ㈱監査役 ㈱大和総研ビジネス・イノベーション監査役 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント㈱監査役	25,000株
7	 安田 隆二 （昭和21年４月28日生） 再任	昭和51年７月　モルガン・ギャランティ・トラスト・カンパニー，NY（現J.P.モルガン・チェース）入社 インベストメント・リサーチ・オフィサー 昭和54年１月　マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 （昭和61年パートナー、平成３年ディレクター） 平成８年７月　A.T.カーニー　アジア総代表、経営会議メンバー 平成14年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 平成14年５月　A.T.カーニー極東アジア会長 平成15年５月　同社極東アジア会長を退任 平成15年６月　当社取締役（現任） ㈱ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役会長 平成16年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任） 平成18年９月　㈱ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役会長を退任 （重要な兼職の状況） 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ社外取締役 ㈱福岡銀行社外取締役 ㈱ヤクルト本社社外取締役 ㈱朝日新聞社社外監査役 オリックス㈱社外取締役	48,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	 松原 亘子 （昭和16年１月９日生） 再任	昭和39年４月　労働省入省 昭和62年３月　同 国際労働課長 平成３年10月　同 婦人局長 平成９年７月　労働事務次官 平成11年４月　日本障害者雇用促進協会会長 平成14年９月　駐イタリア大使 平成14年11月　兼駐アルバニア大使兼駐サンマリノ大使兼駐マルタ大使 平成18年１月　財団法人21世紀職業財団（現 公益財団法人21世紀職業財団）顧問 平成18年７月　財団法人21世紀職業財団会長 平成20年６月　当社取締役（現任） 平成24年７月　財団法人21世紀職業財団名誉会長（現任） （重要な兼職の状況） 公益財団法人21世紀職業財団名誉会長	36,000株
9	 但木 敬一 （昭和18年７月１日生） 再任	昭和44年４月　任 検事 平成８年４月　大分地方検察庁検事正 平成９年７月　最高検察庁検事 平成９年12月　法務大臣官房長 平成14年１月　法務事務次官 平成16年６月　東京高等検察庁検事長 平成18年６月　検事総長 平成20年６月　検事総長を退官 平成20年７月　弁護士（現在） 平成21年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 森・濱田松本法律事務所客員弁護士 イオン㈱社外取締役 日本生命保険㈱社外監査役 ㈱フジタ社外監査役	0株
10	 津田 廣喜 （昭和23年８月11日生） 再任	昭和47年４月　大蔵省入省 平成14年８月　財務省東京税関長 平成15年１月　同 大臣官房総括審議官 平成16年７月　同 大臣官房長 平成18年７月　同 主計局長 平成19年７月　財務事務次官 平成20年９月　早稲田大学公共経営大学院教授 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成25年８月　早稲田大学公共経営大学院教授を退任 （重要な兼職の状況） 三菱重工業㈱社外取締役 三井住友海上火災保険㈱顧問	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	 なかむら　ひろし 中村　比呂志 （昭和32年12月３日生） 新任	昭和55年４月　当社入社 平成11年４月　大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱へ転籍 平成13年５月　大和証券エスエムビーシー㈱債券部長 平成17年４月　大和証券㈱執行役員　第一ユニット担当 平成19年４月　同社商品担当　兼　アセットマネジメント担当 平成20年１月　同社商品担当　兼　アセットマネジメント担当　兼　PTS担当 平成20年４月　同社常務執行役員　商品本部長 平成20年９月　同社商品本部長　兼　PTS担当 平成20年10月　同社商品本部長 平成21年４月　同社商品本部長　兼　ダイレクト本部長 平成22年４月　同社常務取締役 平成23年４月　同社専務取締役 平成24年４月　当社専務執行役員　グローバル・マーケッツ部門担当 大和証券㈱専務取締役　グローバル・マーケッツ本部長 兼　プロダクト・ソリューション本部長 平成25年４月　当社執行役副社長　ホールセール部門副担当（現任） 大和証券㈱代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） 大和証券㈱代表取締役副社長	32,297株
12	 たしろ　けいこ 田代　桂子 （昭和38年８月５日生） 新任	昭和61年４月　当社入社 平成17年９月　大和証券㈱ダイレクト企画部長 平成21年４月　同社執行役員　PTS担当　兼　ダイレクト担当 平成21年６月　同社オンライン商品担当　兼　ダイレクト担当 平成23年４月　大和証券キャピタル・マーケッツ㈱執行役員　金融市場担当 平成24年４月　大和証券㈱執行役員　金融市場担当 平成25年４月　当社常務執行役員　米州担当 大和証券キャピタル・マーケッツアメリカホールディングスInc. 会長（現任） 平成26年４月　当社常務執行役　海外副担当（米州担当）（現任） （重要な兼職の状況） 大和証券キャピタル・マーケッツアメリカホールディングスInc. 会長	22,000株
13	 おのでら　ただし 小野寺　正 （昭和23年２月３日生） 新任	平成元年６月　第二電電㈱（現　KDDI㈱）　取締役 平成７年６月　同社常務取締役 平成９年６月　同社代表取締役副社長 平成13年６月　KDDI㈱　代表取締役社長 平成17年６月　同社代表取締役社長兼会長 平成22年12月　同社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） KDDI㈱代表取締役会長 京セラ㈱社外取締役 沖縄セルラー電話㈱取締役	1,000株

（注）１．当社は、大和証券株式会社に対し、長期貸付等を行っております。
２．社外取締役候補者を上記５氏とした理由は、それぞれ次のとおりであります。
①安田 隆二 氏は、著名コンサルティング会社パートナー等を歴任し、現在は一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授でありますが、その経歴を通じて培われた経営戦略に関する専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年間であります。
②松原 亘子 氏は、労働事務次官、駐イタリア大使等を歴任し、現在は公益財団法人21世紀職業財団名誉会長でありますが、その経歴を通じて培われた専門的な知識・幅広い経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、これまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって６年間であります。
③但木 敬一 氏は、法務事務次官、東京高等検察庁検事長、検事総長を歴任し、現在は弁護士でありますが、その経歴を通じて培われた法律やコンプライアンスに関する豊かな経験・専門的な知識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、これまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年間であります。
④津田 廣喜 氏は、財務省主計局長、財務事務次官等を歴任していますが、その経歴を通じて培われた専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、これまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年間であります。
⑤小野寺 正 氏は、KDDI株式会社社長等を歴任し、現在はKDDI株式会社会長でありますが、その経歴を通じて培われた経営に関する豊かな経験・見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
３．社外取締役候補者の独立性については、次のとおりであります。
・社外取締役候補者は、いずれも過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
・社外取締役候補者は、いずれも過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
・社外取締役候補者は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者・三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
・社外取締役候補者は、いずれも東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は、社外取締役候補者全員を独立役員として指定し届け出る予定です。
４．現在の社外取締役である安田 隆二、松原 亘子、但木 敬一及び津田 廣喜の４氏は、金1,000万円と会社法第425条第１項で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、小野寺 正 氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定です。

（ご参考）
本総会終了後の取締役会における決議を経て、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員を以下のとおり選任する予定であります。
指名委員会：鈴木 茂晴（委員長）、日比野 隆司、安田 隆二、松原 亘子、但木 敬一、小野寺 正
監査委員会：但木 敬一（委員長）、白瀧 勝、松原 亘子、津田 廣喜
報酬委員会：安田 隆二（委員長）、鈴木 茂晴、日比野 隆司、津田 廣喜、小野寺 正

第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役、執行役、執行役員（以下、「役員」といいます。）及び使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた当社執行役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社及び当社関係会社の役員及び使用人を対象として、連結業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、ストック・オプションの目的で、下記２．及び３．に定める２種類の新株予約権を無償で発行しようとするものであります。
下記２．に定める新株予約権は、当社及び当社子会社の役員に対し、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を１株当たり１円として発行するもの（以下、「新株予約権Ⅰ」といいます。）であります。当社及び当社子会社は、役員退職慰労金について、その一部を株価連動型報酬とする見直しを行っており、「新株予約権Ⅰ」は、同報酬の内容として、役員の基本報酬の一定割合に相当する価値分を対象者に割り当てるものであります。ストック・オプションによる報酬は、現金での報酬と比べ、株主との利害が連動することで、株主価値の増大に寄与するものであり、また、特定のグループ会社の役員の地位にある間は行使できない等の条件を設定することで、中長期での連結業績向上へ結びつくインセンティブとしても期待できます。なお、当社の取締役及び執行役に対して「新株予約権Ⅰ」を発行することについては、報酬委員会にお

いて取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容として会社法第409条第３項に定める事項を決定することを条件といたします。
　他方、下記３．に定める新株予約権は、当社及び当社関係会社の使用人、並びに上記「新株予約権Ⅰ」の付与対象者とならない当社関係会社の役員に対し、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を、割当日（「割当日」とは、新株予約権を割り当てる日を意味します。以下同じ。）における当社普通株式の時価を基準に決定することとして発行するもの（以下、「新株予約権Ⅱ」といいます。）であります。なお、「新株予約権Ⅱ」については、優秀な人材確保と業績向上へのインセンティブとしての有効性を考慮し、権利行使の開始時期を平成31年７月以降とする等の条件を付しています。
　なお、上記の「新株予約権Ⅰ」及び「新株予約権Ⅱ」は、当社の社外取締役に対する発行は行いません。

２．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の内容、払込金額及び数の上限
⑴　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の数の上限
　下記⑶に定める内容の新株予約権900個を上限とする。
　なお、「新株予約権Ⅰ」を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式90万株を上限とし、下記⑶①により「新株予約権Ⅰ」に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に「新株予約権Ⅰ」の上限数を乗じた数とする。
⑵　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の払込金額
　「新株予約権Ⅰ」は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととする。
⑶　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の内容
①　「新株予約権Ⅰ」の目的である株式の種類及び数
　「新株予約権Ⅰ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅰ」１個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は1,000株とする。なお、株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅰ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

　調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

　また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
②　「新株予約権Ⅰ」の行使に際して出資される財産の価額
　各「新株予約権Ⅰ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅰ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
③　「新株予約権Ⅰ」の行使期間
　割当日から平成46年６月30日までとする。
④　「新株予約権Ⅰ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　１）「新株予約権Ⅰ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
　２）「新株予約権Ⅰ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１）記載の資本金等増加限度額から上記１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
⑤　「新株予約権Ⅰ」の譲渡制限
　譲渡による「新株予約権Ⅰ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
⑥　「新株予約権Ⅰ」の行使の条件
　１）　各「新株予約権Ⅰ」の一部行使はできないものとする。
　２）　「新株予約権Ⅰ」の権利者が、当社及び当社関係会社のうち、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から、「新株予約権Ⅰ」を行使できるものとする。
　３）　上記２）にかかわらず、「新株予約権Ⅰ」の行使期間の末日の30日前の日より、他の行使の条件に従い、「新株予約権Ⅰ」を行使できるものとする。
　４）　その他の行使の条件は、当社と「新株予約権Ⅰ」の権利者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。
⑦　「新株予約権Ⅰ」の取得事由及び取得の条件
　「新株予約権Ⅰ」の権利者が「新株予約権Ⅰ」を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は「新株予約権Ⅰ」の権利者が「新株予約権Ⅰ」の全部若しくは一部を放棄した場合には、当社は当該「新株予約権Ⅰ」を無償で取得することができる。
⑧　１株に満たない端数の処理
　「新株予約権Ⅰ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

３．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の内容、払込金額及び数の上限
⑴　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の数の上限
　下記⑶に定める内容の新株予約権5,500個を上限とする。
　なお、「新株予約権Ⅱ」を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式550万株を上限とし、下記⑶①により「新株予約権Ⅱ」に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に「新株予約権Ⅱ」の上限数を乗じた数とする。
⑵　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の払込金額
　「新株予約権Ⅱ」は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととする。
⑶　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の内容
①　「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類及び数
　「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅱ」１個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は1,000株とする。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅱ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

　調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

　また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
②　「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額
　各「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅱ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
　行使価額は、「新株予約権Ⅱ」の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

③ 「新株予約権Ⅱ」の行使期間

平成31年７月１日から平成36年６月25日までとする。

④ 「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

１） 「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

２） 「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１）記載の資本金等増加限度額から上記１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 「新株予約権Ⅱ」の譲渡制限

譲渡による「新株予約権Ⅱ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 「新株予約権Ⅱ」の行使の条件

１） 各「新株予約権Ⅱ」の一部行使はできないものとする。

２） その他の行使の条件は、当社と「新株予約権Ⅱ」の権利者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

⑦ 「新株予約権Ⅱ」の取得事由及び取得の条件

「新株予約権Ⅱ」の権利者が「新株予約権Ⅱ」を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は「新株予約権Ⅱ」の権利者が「新株予約権Ⅱ」の全部若しくは一部を放棄した場合には、当社は当該「新株予約権Ⅱ」を無償で取得することができる。

⑧ １株に満たない端数の処理

「新株予約権Ⅱ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以　上

株主総会にご出席願えない場合の議決権行使について

今回の定時株主総会で付議されております議案につきまして、株主総会当日にご出席願えない場合には、下記の事項をご了承の上、書面又はインターネットのいずれかの方法で議決権の行使を賜りますようお願い申し上げます。

記

《書面による議決権行使について》

１．書面による議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年６月25日（水曜日）17時（午後５時）までに当社に到着するよう折り返しご送付ください。

２．ご送付いただきます議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要しますので、誠に恐縮ではございますが、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。

《インターネットによる議決権行使について》

１．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net/）をご利用いただくことによってのみ可能となっております。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【当社議決権行使ウェブサイトURL】

http://www.web54.net/

※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード® 」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

ご利用に際し必要なシステム環境については、次ページをご覧ください。

※ 議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますのでご注意ください。

２．システムメンテナンスのため、毎週月曜日午前３時から同６時までの間はインターネットによる議決権行使が不可能となりますので、ご注意ください。なお、総会前日にあたる平成26年６月25日（水曜日）に議決権を行使される場合は、17時（午後５時）までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

３．書面とインターネットによって、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取扱わせていただきます。

４．インターネットによって、複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

５．議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

◎議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

(1) 議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードは、本総会に限り有効です。

(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。

(3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

◎議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、以下のシステム環境が必要です。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a)．ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

(b)．PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader™又はVer.6.0以降のAdobe® Reader®

※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

ウ．ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。

①EZweb ②iモード ③Yahoo!ケータイ

※ EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社NTTドコモ、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※ 携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合又はスマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票として取扱わせていただきます。

◎パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電　話］ 0120（652）031

（受付時間　9：00～21：00）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引先の証券会社までお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行株式会社　証券代行事務センター

［電　話］ 0120（782）031

（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

以　上

【第77回定時株主総会招集ご通知添付書類】

事業報告

（平成25年4月 1 日から
平成26年3月31日まで）

Ⅰ．当社グループの事業活動の状況

当社グループは、グループの企業価値の向上を目指し、証券業を中核とした事業活動を行っております。当社グループの当期（平成25年度）の事業の概況は以下のとおりであります。

（注）本事業報告において、「当社グループ」とは、当社及びその関係会社から成る企業集団を指します。

1．経済・市場環境と当社グループの事業活動の成果

(1) 経済・市場環境

当期のわが国経済は、内需を中心に回復が続きました。個人消費は、消費者マインドの改善と所得環境の持ち直しによって改善が続きました。さらに、平成26年4月の消費税増税に向けて、駆け込み需要が発生したこともあり、当期末にかけて個人消費は増加基調を強めました。住宅投資についても、家計の所得環境の改善や低金利を背景に回復傾向が続いたことに加えて、駆け込み需要による押し上げもあって大幅に増加しました。また、公共投資は、政府による経済対策が本格的に執行され始めたことにより、高水準での推移が続きました。こうした堅調な内需にけん引され、企業の生産活動は改善が続きました。輸出数量については、概ね横ばい圏での推移となりましたが、円安の進行によって、輸出関連製造業を中心に企業収益は大幅に改善しました。また、企業収益の改善を受けて、設備投資でも持ち直しの動きが見られました。

株式市場においては、世界経済の回復、企業業績の改善、円安の進展等を背景に、株価が上昇傾向となりました。米国で景気回復が続いたことに加えて、欧州でも財政・金融問題が一巡し、実体経済の持ち直しが見られたことから、先進国を中心に世界経済は緩やかな拡大基調となりました。こうした世界経済の回復は、株価を押し上げる要因となりましたが、その一方で、米国では金融緩和縮小に関する議論が高まることとなりました。米国の金融緩和縮小観測が高まる局面では、リスク回避の動きが強まり、日本の株価が乱高下する場面がみられました。しかし、一進一退はあったものの、円安傾向が進む中、株価も上昇基調となり、当期末の日経平均株価は14,827円83銭となりました。なお、当期の東京証券取引所における一日平均の売買代金（内国・外国株式合計）は、前期比92.5％増の2兆8,773億円となりました。

債券市場では、日本銀行が平成25年4月に「量的・質的金融緩和」を導入し、買取りの対象となる国債の年限を長期化したことを受け、10年国債利回りは、平成25年4月初めに0.315％と過去最低水準まで低下しました。5月に入ると米国の金融緩和縮小観測が高まる中、0.9％台まで急激に上昇しましたが、その後は、均してみれば国債利回りの低下傾向が続きました。再び米国の金融緩和縮小観測が高まった11月から12月にかけて、米国市場金利の上昇に影響されて、日本の国債利回りが上昇する局面もありましたが、日本銀行による大規模な金融緩和を背景に、国債利回りは低位で推移し、当期末の10年国債利回りは0.64％となりました。

(2) 当社グループの事業活動の成果

各セグメントの実績

①リテール部門

大和証券株式会社では、営業員が付加価値の高い提案型サービスを提供する「ダイワ・コンサルティング」コースと、インターネットやコンタクトセンターを中心に利便性の高いサービスを提供する「ダイワ・ダイレクト」コースの2つのお取引コースを通じて、お客様の多様化するご要望に対応した幅広い商品・サービスを提供しています。

当期は外国株式、株式投資信託及びファンドラップの取扱いに注力し、お客様の利便性向上と未出店地域における顧客基盤の拡大を目的に9営業所を新設しました。また、国内株式市況の活況及び外国株式の取扱い強化などを背景に、エクイティ収益が拡大し、投資信託販売では、残高拡大に努め、実績をあげました。

お客様の投資方針に基づき専用投資信託の組み合わせにより分散投資を提供する「ダイワファンドラップ」では、顧客資産の残高拡大に努めており、平成25年12月末時点におけるラップ口座（注）の契約資産残高では引き続き業界No.1の地位を維持しています。

また、株式会社大和ネクスト銀行（当期末の預金残高：約2.4兆円）の銀行代理業者として、円預金及び外貨預金を取扱い、平成25年4月より、お客様からのお預り資産の評価額に応じて円定期預金金利等を優遇する「プレミアムサービス」及び同サービスの特典をご家族まで拡大できる「家族プラス」を開始しました。大和証券株式会社の店舗網を通じて、好金利の預金と利便性の高いサービスを幅広いお客様に提供しています。

平成26年1月に始まった少額投資非課税制度（愛称：NISA（ニーサ））においては、購入手数料を無料とする「ダイワのNISA専用ファンド」の設定や、毎月一定額の投資信託を買付ける「投信積立」を提供し、貯蓄から投資へのシフト促進と顧客基盤の拡大を図っています。

（注）お客様と大和証券株式会社が投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、同社が投資判断、売買注文を行い、お客様に契約資産残高に応じた手数料を一括してお支払いいただく口座

②ホールセール部門

ホールセール部門は、グローバル・マーケッツとグローバル・インベストメント・バンキングで構成されています。

グローバル・マーケッツでは、主に機関投資家や事業法人を対象とした株式、債券・為替及びそれらの金融派生商品のセールス及びトレーディングに加え、リテール部門への商品供給も行っています。

当期は、国内株式市場において株価水準及び売買代金がともに堅調に推移したことにより、日本株委託手数料が大幅に伸長したことに加え、市場環境に応じた機動的なポジション運営により、トレーディング収益も大幅に増加しました。また、前期に引き続き、リテール部門とホールセール部門が連携することで、お客様のニーズや市場環境の変化に対応した商品をタイムリーに提供し、債券を中心に安定した収益を上げることができました。

グローバル・インベストメント・バンキングでは、有価証券の引受業務、M&Aアドバイザリー業務及びストラクチャード・ファイナンス業務等を行っています。

当期は、株式市場の上昇や企業業績の回復などを背景に企業の資金調達が拡大したことに伴い、大和証券株式会社の引受案件も増加し、収益を大幅に拡大することができました。

国内の引受業務では、平成25年度において国内最大となったソフトバンク株式会社の普通社債発行において事務主幹事を務めました。海外では、International Bank for Reconstruction and Development（国際復興開発銀行）や株式会社国際協力銀行などのグローバルドル債（注1）の発行において、多くのブックランナー（注2）を務めました。

また、当社グループ及びMyanma Economic Bank（ミャンマー経済銀行）との合弁会社であるMyanmar Securities Exchange Centre Co., Ltd.（ミャンマー証券取引センター株式会社）は、平成25年12月に、ミャンマーの大手財閥傘下の銀行であるAsia Green Development Bank Limited（アジア・グリーン・デベロップメント・バンク・リミテッド）との間で、ミャンマーにおいて設立予定の証券取引所への新規上場に係るアドバイザリー契約を締結しました。

前期のタイの証券会社Thanachart Securities Plc.との業務提携に続き、当期はインドネシアの証券会社PT. Bahana Securities、マレーシアの投資銀行Affin Investment Bank Berhad、オーストラリア・ニュージーランド地域における最大規模の商業銀行であるAustralia and New Zealand Banking Group Limitedと業務提携契約を結び、今後成長が見込まれる市場におけるプレゼンス向上策を着実に推進しました。

（注1）米国を含む2カ国以上で同時発行、募集される米ドル建て債券
（注2）債券の発行時に、主に販売面の管理、推進を行う会社

③アセット・マネジメント部門

大和証券投資信託委託株式会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社は、幅広い販売チャネルを通じた商品の提供や運用力の強化により、運用資産額の拡大に取り組みました。

大和証券投資信託委託株式会社では、「ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型）－トリプルリターンズ－ ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）」（当期の資金増加額：911億円）が大和証券株式会社による販売において好調であり、銀行窓販等チャネルにおいては「ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型）」（当期の資金増加額：4,486億円）の販売が好調でした。また、平成25年12月に「ダイワ・スイス高配当株ツインα（毎月分配型）」を新規に設定し、当初設定額が601億円となりました。当期における同社の資金増加額は、国内アセット・マネジメント会社中最大の1兆827億円となり、当期末における同社の公募株式投資信託の純資産残高は、過去最高の8兆9,584億円となりました。

大和住銀投信投資顧問株式会社では、国内外の年金基金等を対象とする投資顧問業務において運用能力の向上に努めた結果、格付投資情報センター（R&I）が発行する「年金情報」誌の年金顧客評価調査で、5年連続の全体評価1位を獲得しました。また、投資信託業務では、平成25年4月に設定した「カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）」が新規設定後も順調に残高を拡大し、期末の純資産残高は1,904億円となりました。

不動産アセット・マネジメント分野では、大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社が、平成26年1月に日本初のヘルスケア施設（注1）特化型投資法人（REIT（注2））である日本ヘルスケア投資法人を設立しました。また、大和証券オフィス投資法人は、オフィスビルの継続的取得による資産規模の安定的拡大、保有物件の高い稼働率、安定的な財務運営等が評価され、株式会社日本格付研究所（JCR）より長期発行体格付AA－（安定的）を取得しました。

（注1）高齢者施設・住宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）、医療施設（病院、メディカルモール等）等
（注2）REIT（Real Estate Investment Trust）不動産投資信託

④投資部門

大和企業投資株式会社では、投資先であった株式会社リプロセル株式を売却するなど、既存投資案件の回収を進めました。

大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社では、既存投資案件の管理及び回収に特化しており、三井住友建設株式会社株式の売却を進めました。

大和PIパートナーズ株式会社では、金融機関の不良債権処理ニーズを背景に着実に債権投資実績を積み上げるとともに、企業向け投融資を実行しました。また、不良債権投資などの既存投資案件の早期回収を進め収益に貢献しました。

⑤その他

株式会社大和総研は、平成25年4月に、ミャンマーのACE Data Systems Ltd.と合弁で、ITサービスを提供するDIR-ACE Technology Ltd.をミャンマーに設立しました。平成25年7月にはミャンマー初となるデータセンターをヤンゴン市内で構築し、稼動しました。また、平成25年5月には、ミャンマー中央銀行のITシステム整備を一段と進めるため、同行との間で「IT分野の支援に関する覚書」を締結しました。

一般財団法人大和日緬基金は、平成25年12月に、ミャンマー会計士協会との間で、ミャンマー会計士の人材育成支援の協力に関する覚書を締結しました。

[CSR（注）]

当社グループは、金融機能を活用して持続可能な社会の形成に貢献するため、当期も革新的な社会的責任投資（SRI）商品の提供に積極的に取り組みました。具体的には、国内初となる、途上国の女性起業家に対し金融サービスへのアクセスを拡充する「女性の力応援ボンド」の引受・販売を実現しました。また、前期に引き続き、持続可能な農業ビジネスを支援する「アグリ・ボンド」、環境改善のための事業に資する「エコロジー・ボンド」や途上国の水問題改善のための事業に資する「ウォーター・ボンド」の引受・販売も手がけました。

さらに、東日本大震災の被災地の継続支援として、「ダイワ・ニッポン応援ファンドVol.3 －フェニックスジャパン－」の信託報酬の一部を寄付し、現地NPO9団体を助成しています。そのほか、生活設計などに関する実践的な経済・金融教育の支援や各種ボランティア活動にも継続的に取り組んでいます。

（注）CSR（Corporate Social Responsibility）企業の社会的責任

2. 連結業績の概況

当期の連結決算は以下のとおりとなりました。当期の連結子会社は49社であり、持分法適用関連会社は8社であります。

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である有価証券関連業を営む会社の貸借対照表及び損益計算書に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

(1) 当社グループの損益の状況

当期の連結の営業収益は前期比22.3％増の6,428億円、純営業収益は同29.9％増の5,419億円となりました。販売費・一般管理費は同7.2％増の3,573億円となり、経常利益は同107.0％増の1,970億円となりました。これに、特別利益として投資有価証券売却益96億円、減損損失等の特別損失111億円、さらに法人税等及び少数株主利益を計上した結果、当期純利益は同132.4％増の1,694億円となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	純営業収益			経常利益		
	前期（第76期）	当期（第77期）	対前期増減率	前期（第76期）	当期（第77期）	対前期増減率
リテール部門	184,415	253,093	37.2%	49,251	102,120	107.3%
ホールセール部門	133,109	175,338	31.7%	12,034	47,428	294.1%
アセット・マネジメント部門	43,591	48,714	11.8%	19,089	25,328	32.7%
投資部門	17,495	19,989	14.3%	14,161	17,171	21.3%
その他・調整等	38,696	44,815	15.8%	639	4,996	681.6%
連結　計	417,308	541,951	29.9%	95,176	197,045	107.0%

[リテール部門]

円安・株高トレンドを背景とした日本株・外国株取引の拡大や、債券販売が堅調であったことに加え、株式投資信託の販売が増加したことにより、純営業収益は2,530億円（前期比37.2％増）、経常利益は1,021億円（同107.3％増）となりました。

[ホールセール部門]

円安・株高トレンドの中、日本株の顧客フローの増加や外国株取引の増加などに加え、債券販売の拡大が寄与したことなどにより、純営業収益は1,753億円（同31.7％増）、経常利益は474億円（同294.1％増）となりました。

[アセット・マネジメント部門]

株式投資信託の販売増加に加え、円安・株高により運用資産残高が拡大したことにより、純営業収益は487億円（同11.8％増）、経常利益は253億円（同32.7％増）となりました。

[投資部門]

投資案件の回収が進んだことなどにより、純営業収益は199億円（同14.3％増）、経常利益は171億円（同21.3％増）となりました。

(2) 当社グループの資産・負債・純資産の状況

当期末の資産合計は、トレーディング商品が前期末に比べ1兆7,381億円減少した一方で、有価証券担保貸付金が同1兆466億円、現金・預金が同6,747億円それぞれ増加したほか、株式会社大和ネクスト銀行などで運用している有価証券が同4,702億円増加したことなどから、同4,317億円増加し、19兆4,808億円となりました。

当期末の負債合計は、有価証券担保借入金が同8,126億円減少した一方で、銀行業における預金が同4,059億円、トレーディング商品が同3,307億円それぞれ増加したほか、長期借入金が同1,061億円増加したことなどにより、同2,608億円増加し、18兆2,274億円となりました。

純資産の部は、当期純利益を計上したことから利益剰余金が同1,197億円増加したほか、保有有価証券の時価の上昇によりその他有価証券評価差額金が同111億円増加し、また、円安の進行により為替換算調整勘定が同306億円増加したことなどにより、純資産合計は同1,708億円増加して1兆2,534億円となり、1株当たり純資産額は633円53銭となりました。

(3) 当社グループの設備投資の状況

当社グループでは、お客様の利便性向上やビジネスの競争力強化などを目的とする設備投資を行っております。当期は、NISAなどの商品・サービスの拡充、営業インフラの更改による営業サポート機能の向上及び東京証券取引所と大阪証券取引所（注）の市場統合対応などに総額262億円のIT関連投資を行いました。

また、店舗に関しては、大和証券株式会社が伏見営業所、北千里営業所、石神井公園営業所、永福町営業所、鷺沼営業所、成増営業所、武蔵小山営業所、武蔵小杉営業所及び代々木上原営業所を新設しました。

（注）大阪証券取引所は、平成26年3月24日付けで大阪取引所へ商号変更しています。

(4) 当社グループの資金調達の状況

当社は、第12回無担保社債300億円（平成25年4月19日払込）、第13回無担保社債400億円（平成25年5月31日払込）、第14回無担保社債300億円（平成25年5月27日払込）、第15回無担保社債300億円（平成25年9月2日払込）、2020年7月22日満期米ドル建社債5,300万米ドル（平成25年7月25日払込）、2017年3月16日満期南アフリカ・ランド建社債14億5,000万南アフリカ・ランド（平成25年7月25日払込）を発行しました。

3. 過去5年間の連結業績及び連結財産の状況の推移

項目＼期別	第73期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第74期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第75期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第76期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第77期(当期)（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
営業収益	5,379億円	4,030億円	4,223億円	5,254億円	6,428億円
純営業収益	4,581億円	3,185億円	3,360億円	4,173億円	5,419億円
経常利益又は経常損失（△）	1,029億円	△ 326億円	△ 122億円	951億円	1,970億円
当期純利益又は当期純損失（△）	434億円	△ 373億円	△ 394億円	729億円	1,694億円
純資産	1兆175億円	9,213億円	9,517億円	1兆825億円	1兆2,534億円
総資産	17兆1,553億円	16兆8,424億円	18兆9,240億円	19兆490億円	19兆4,808億円
1株当たり純資産額	530.27円	496.76円	463.04円	536.72円	633.53円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	26.41円	△ 21.90円	△ 23.41円	43.00円	99.63円
自己資本利益率（ROE）	5.3%	—	—	8.6%	17.0%
連結子会社数	54社	58社	60社	52社	49社
持分法適用関連会社数	7社	6社	5社	8社	8社

4. 当社グループの対処すべき課題

平成25年度の当社グループは、“アベノミクス”による円高修正・株高など、歴史的な市況好転の中、顧客ベースの健全な利益を積み上げ、中期経営計画2年目の「成長（Growth）」フェーズに相応しい実績をあげることができました。安定収益拡大と固定費削減への継続的な取り組みにより、安定収益による固定費カバー率は中期経営計画最終年度目標である50%超の水準まで上昇し、当社グループが目指す「外部環境に左右されない強靭な経営基盤の確立」に向けて大きな前進を果たすことができました。

中期経営計画最終年度となる平成26年度は、「拡大（Expansion）」ステージへと移行いたしました。引き続きリテール部門を中心として、グループ会社を含めた国内外の全部門の総力を結集して、「貯蓄から投資へ」の時代をリードすることを経営戦略の中核に据え、成長を加速させてまいります。デフレ脱却の可能性が高まり、「貯蓄から投資へ」のダイナミックな資金シフトが視野に入る中、その最前線を担うリテール部門では、「営業体制の拡充」と「ビジネスモデルの進化」の両面から具体的施策を展開していきます。お客様のニーズに対応した商品・サービスを拡充すると共に、NISAについては、長期積立・分散投資の普及などを通じ、個人投資家の裾野拡大に向け積極的な取り組みを継続していきます。また、直接金融の担い手として、新規産業育成・成長企業に対するリスクマネー供給という社会的使命を果たすべく、IPO関連ビジネスの取り組みを強化していきます。

グローバル・ネットワークを含めた大和証券グループの総力を結集して「貯蓄から投資へ」の時代をリードし、膨大な個人金融資産を活性化させることで、グループ事業の拡大を図り、日本経済の成長に貢献していきます。

各事業部門のアクションプラン

リテール部門

1. 独自の証銀連携ビジネスモデルの進化
2. NISAを軸とした新たな顧客基盤の獲得
3. 株式投信とファンドラップ純増をベースとした安定収益基盤の拡大
4. 相続をコアとした富裕層ビジネスの強化
5. 営業活動の効率化と質の向上による営業力の拡大

アセット・マネジメント部門

1. 運用体制の強化・パフォーマンス追求
2. 証券・銀行窓販の両チャネルにおける主力ファンドの構築・拡充
3. 訴求力のあるファンドラインアップの強化
4. 顧客ニーズの変化に応じた商品提供・顧客サポートの強化

投資部門

1. 新興・成長企業に対する投資機能の強化に向けた、ファンドレイズ（注3）推進・組織体制拡充へのグループ経営資源の積極的投入
2. リスク状況・資本効率を意識しつつ、厳選された魅力的な投資機会の捕捉
3. 既存案件における投資回収の極大化

ホールセール部門

1. IB（注1）提案力の質・量の強化によるパイプライン（注2）の拡充
2. 顧客基盤の拡大に向けたIPOビジネスの強化
3. グローバル・ネットワークを活かした海外プロダクトの強化、案件の獲得
4. 顧客ニーズを踏まえたビジネス展開とトレーディング収益の拡大

IT・シンクタンク部門

1. 経済・金融・環境を柱とした積極的な情報発信により、グループプレゼンスを向上
2. 国内・アジアにおけるコンサルティング力の強化により、グループの収益機会を拡大
3. グループシステムのオフショア化・クラウド化により、システム効率性を向上

その他（大和ネクスト銀行）

1. 証銀連携ビジネスモデルの進化、外貨ビジネスの拡大、ALM（注4）機能強化の着実な遂行

（注1）株式や債券の引受け、新規公開（IPO）、M&Aアドバイザリーなどにより、お客様にベストソリューションを提供するインベストメント・バンキング（Investment Banking）業務
（注2）今後収益化が見込まれる案件
（注3）新規私募投資ファンド等の立ち上げ・募集
（注4）ALM（Asset Liability Management）資産と負債の量を総合的に管理するリスク管理手法

5. 当社グループの状況

(1) 当社グループの主要な事業内容

当社グループの主たる事業は有価証券関連業を中核とする投資・金融サービス業であり、具体的な事業として有価証券及びデリバティブ商品の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱いその他の有価証券関連業並びに銀行業その他の金融業等を営んでおります。

(2) 重要な子会社及び関連会社の状況

会　社　名	所　在　地	資　本　金	議決権比率 (うち直接所有)	主要な事業内容
大和証券株式会社	東京都千代田区	100,000百万円	100.0% (99.9%)	有価証券関連業 投資助言・代理業
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区	15,174百万円	100.0% (100.0%)	投資運用業 投資助言・代理業
株式会社大和総研ホールディングス	東京都江東区	3,898百万円	100.0% (100.0%)	子会社の統合・管理
大和住銀投信投資顧問株式会社 (注)	東京都千代田区	2,000百万円	44.0% (44.0%)	投資運用業 投資助言・代理業
株式会社大和証券ビジネスセンター	東京都江東区	100百万円	100.0% (100.0%)	事務代行業
大和プロパティ株式会社	東京都中央区	100百万円	100.0% (99.4%)	不動産賃貸業
株式会社大和ネクスト銀行	東京都千代田区	50,000百万円	100.0% (100.0%)	銀行業
株式会社大和総研	東京都江東区	1,000百万円	100.0% (－)	情報サービス業
株式会社大和総研 ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000百万円	100.0% (－)	情報サービス業
大和企業投資株式会社	東京都千代田区	100百万円	100.0% (－)	投資業
大和証券エスエムビーシー プリンシパル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区	100百万円	60.0% (－)	投資業
大和PIパートナーズ株式会社	東京都千代田区	12,000百万円	100.0% (－)	投資業
大和リアル・エステート・ アセット・マネジメント株式会社	東京都中央区	200百万円	100.0% (100.0%)	投資運用業 投資助言・代理業

会　社　名	所　在　地	資　本　金	議決権比率 (うち直接所有)	主要な事業内容
大和証券オフィス投資法人	東京都中央区	198,780百万円	47.6% (15.0%)	特定資産に対する投資運用
大和証券キャピタル・マーケッツ ヨーロッパリミテッド	イギリス ロンドン市	732百万 スターリングポンド	100.0% (－)	有価証券関連業
大和証券キャピタル・マーケッツ アジアホールディングB.V.	オランダ アムステルダム市	1,083百万 ユーロ	100.0% (－)	子会社の統合・管理
大和証券キャピタル・マーケッツ 香港リミテッド	中国 香港特別行政区	100百万香港ドル 及び676百万米ドル	100.0% (－)	有価証券関連業
大和証券キャピタル・マーケッツ シンガポールリミテッド	シンガポール シンガポール市	140百万 シンガポールドル	100.0% (－)	有価証券関連業
大和証券キャピタル・マーケッツ アメリカホールディングスInc.	アメリカ ニューヨーク市	621百万 米ドル	100.0% (－)	子会社の統合・管理
大和証券キャピタル・マーケッツ アメリカInc.	アメリカ ニューヨーク市	100百万 米ドル	100.0% (－)	有価証券関連業

(注) 上記のうち大和住銀投信投資顧問株式会社は関連会社であります。

(3) 当社グループの企業結合等の状況

該当事項はございません。

(4) 重要な業務提携の状況

当社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループとの間で、アセット・マネジメント業務の分野において合弁事業を行っております。

(5) 当社グループの主要な拠点の状況

①当社の本社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②主要な子会社の営業拠点等の状況

大和証券株式会社

北海道・東北地区	札幌支店・仙台支店ほか8店
関東地区（東京除く）	横浜支店・横浜駅西口支店・ 千葉支店・大宮支店ほか23店
東京地区	本店・銀座支店・新宿支店・ 渋谷支店・池袋支店ほか28店
中部・北陸地区	名古屋支店・名古屋駅前支店・ 静岡支店ほか16店
近畿地区	京都支店・大阪支店・梅田支店・ 難波支店・神戸支店ほか15店
中国・四国地区	広島支店ほか12店
九州・沖縄地区	福岡支店ほか9店

(6) 従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
13,317名	109名減

(注1) 従業員数は就業人員数であります。
(注2) 臨時従業員数（年間の平均人員）は666名です。

②当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
9名〔602名〕	〔41歳2ヵ月〕	〔14年10ヵ月〕

(注1) 従業員数は就業人員数であり、大和証券株式会社との兼務者数は〔 〕内に外数で記載しております。
(注2) 平均年齢、平均勤続年数は大和証券株式会社との兼務者を含めた数値を記載しております。
(注3) 平均勤続年数は大和証券株式会社等での勤続年数を通算しております。

(7) 主要な借入先の状況

借　入　先	借入金の種類	借入金残高
当社		
株式会社三井住友銀行	短期借入金	48,525百万円
	長期借入金	44,850百万円
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	7,600百万円
	長期借入金	45,000百万円
株式会社みずほ銀行	長期借入金	42,600百万円
株式会社りそな銀行	短期借入金	5,000百万円
	長期借入金	18,000百万円
太陽生命保険株式会社	長期借入金	20,000百万円
大和証券オフィス投資法人		
株式会社三井住友銀行	短期借入金	15,500百万円
	長期借入金	14,400百万円

(注) 当社グループ外からの借入れのうち、コールマネー等を除く主要なものを記載しております。

(8) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特にございません。

(注) 本事業報告は、「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき記載しております。なお、当社グループの状況に関する事項を記載することが可能な部分については、当社単独の状況の記載に代えて、当社グループの状況を記載しております。

Ⅱ．会社の概況（平成26年3月31日現在）

1．株式の状況

（1）株式の総数

発行可能株式総数	4,000,000,000株
発行済株式の総数（自己株式を含む）	1,749,378,772株

（2）株主数　110,831名

（3）大株主（上位10名）

株主名	持株数（持株比率）
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	139,962千株（8.16%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	63,605千株（3.71%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	56,983千株（3.32%）
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	31,872千株（1.85%）
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	31,505千株（1.83%）
株式会社三井住友銀行	30,328千株（1.76%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	24,888千株（1.45%）
太陽生命保険株式会社	21,140千株（1.23%）
日本生命保険相互会社	20,867千株（1.21%）
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505243	20,410千株（1.19%）

（注1）持株比率は自己株式（35,555,224株）を控除して計算しております。
（注2）当社は、平成26年3月31日現在、自己株式35,555千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2．新株予約権等の状況

（1）当期末における新株予約権（ストック・オプション）の状況

①旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

名称（割当日）	新株予約権の数（目的となる株式の種類及び数）	新株予約権の払込金額	行使に際して出資される財産の価額	行使期間	行使条件
2005年6月発行新株予約権（平成17年6月24日）	344個（普通株式344,000株）	無償	1,000円（1株当たり1円）	平成17年7月1日から平成37年6月30日まで	注1,2,3

（注1）各新株予約権の一部行使はできません。
（注2）当社及び当社子会社のうち当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から本新株予約権を行使できるものとします。但し、平成37年6月1日より、他の権利行使の条件に従い、行使できるものとします。
（注3）その他の行使条件について新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書に定めております。

②会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

名称（割当日）	新株予約権の数（目的となる株式の種類及び数）	新株予約権の払込金額	行使に際して出資される財産の価額	行使期間	行使条件
2006年7月発行新株予約権（平成18年7月1日）	213個（普通株式213,000株）	無償	1,000円（1株当たり1円）	平成18年7月1日から平成38年6月30日まで	注1,2,4
第3回新株予約権（平成18年9月4日）	2,593個（普通株式2,593,000株）	無償	1,455,000円（1株当たり1,455円）	平成23年7月1日から平成28年6月23日まで	注1,4
2007年7月発行新株予約権（平成19年7月1日）	238個（普通株式238,000株）	無償	1,000円（1株当たり1円）	平成19年7月1日から平成39年6月30日まで	注1,2,4
第4回新株予約権（平成19年9月3日）	2,570個（普通株式2,570,000株）	無償	1,176,000円（1株当たり1,176円）	平成24年7月1日から平成29年6月22日まで	注1,4
2008年7月発行新株予約権（平成20年7月1日）	296個（普通株式296,000株）	無償	1,000円（1株当たり1円）	平成20年7月1日から平成40年6月30日まで	注1,2,4
第5回新株予約権（平成20年9月8日）	3,015個（普通株式3,015,000株）	無償	881,000円（1株当たり881円）	平成25年7月1日から平成30年6月20日まで	注1,4
2009年7月発行新株予約権（平成21年7月1日）	598個（普通株式598,000株）	無償	1,000円（1株当たり1円）	平成21年7月1日から平成41年6月30日まで	注1,2,4
第6回新株予約権（平成21年11月9日）	4,413個（普通株式4,413,000株）	無償	496,000円（1株当たり496円）	平成26年7月1日から平成31年6月19日まで	注1,4
2010年7月発行新株予約権（平成22年7月1日）	1,015個（普通株式1,015,000株）	無償	1,000円（1株当たり1円）	平成22年7月1日から平成42年6月30日まで	注1,3,4
第7回新株予約権（平成22年9月1日）	7,399個（普通株式7,399,000株）	無償	380,000円（1株当たり380円）	平成27年7月1日から平成32年6月25日まで	注1,4
2011年7月発行新株予約権（平成23年7月1日）	1,204個（普通株式1,204,000株）	無償	1,000円（1株当たり1円）	平成23年7月1日から平成43年6月30日まで	注1,2,4
第8回新株予約権（平成23年9月5日）	5,855個（普通株式5,855,000株）	無償	326,000円（1株当たり326円）	平成28年7月1日から平成33年6月24日まで	注1,4
2013年2月発行新株予約権（平成25年2月12日）	831個（普通株式831,000株）	無償	1,000円（1株当たり1円）	平成25年2月12日から平成44年6月30日まで	注1,3,4
第9回新株予約権（平成25年2月12日）	6,333個（普通株式6,333,000株）	無償	598,000円（1株当たり598円）	平成29年7月1日から平成34年6月26日まで	注1,4
2014年2月発行新株予約権（平成26年2月10日）	404個（普通株式404,000株）	無償	1,000円（1株当たり1円）	平成26年2月10日から平成45年6月30日まで	注1,3,4
第10回新株予約権（平成26年2月10日）	3,964個（普通株式3,964,000株）	無償	1,062,000円（1株当たり1,062円）	平成30年7月1日から平成35年6月25日まで	注1,4
合計	40,941個（普通株式40,941,000株）				

（注1）各新株予約権の一部行使はできません。
（注2）当社及び当社子会社のうち当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から本新株予約権を行使できるものとします。但し、行使期間の末日の30日前の日より、他の権利行使の条件に従い、行使できるものとします。
（注3）当社及び当社関係会社のうち当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から本新株予約権を行使できるものとします。但し、行使期間の末日の30日前の日より、他の権利行使の条件に従い、行使できるものとします。
（注4）その他の行使条件について新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。
（注5）上記の新株予約権の数には自己新株予約権を含んでおります。

(2) 当期末に当社役員が保有する新株予約権（ストック・オプション）の状況

新株予約権の名称	保有者数(取締役及び執行役)	新株予約権の数
2005年6月発行新株予約権	8名	56個
2006年7月発行新株予約権	8名	33個
第3回新株予約権	7名	23個
2007年7月発行新株予約権	9名	36個
第4回新株予約権	6名	20個
2008年7月発行新株予約権	12名	55個
第5回新株予約権	3名	13個
2009年7月発行新株予約権	13名	114個
第6回新株予約権	2名	11個
2010年7月発行新株予約権	14名	176個
第7回新株予約権	1名	8個
2011年7月発行新株予約権	14名	252個
第8回新株予約権	1名	9個
2013年2月発行新株予約権	14名	187個
第9回新株予約権	1名	11個
2014年2月発行新株予約権	15名	100個

(注1) 社外取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の割当はございません。
(注2) 当期末の役員は第10回新株予約権を保有しておりません。

(3) 当期中に使用人等に交付した新株予約権（ストック・オプション）の状況

新株予約権の名称	区　分	保有者数	新株予約権の数
2014年2月発行新株予約権	当社使用人	7名	23個
	子会社取締役	42名	162個
	子会社使用人	39名	119個
	合　計	88名	304個
第10回新株予約権	子会社取締役	7名	27個
	子会社使用人	2,808名	3,818個
	関連会社役職員	66名	119個
	合　計	2,881名	3,964個

(注1) 上記は各新株予約権の割当日現在の状況です。
(注2) 当社の執行役員は、区分上、当社使用人に含まれております。
(注3) 子会社の執行役員は、区分上、子会社使用人に含まれております。
(注4) 子会社の監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権の割当はございません。

3. 役員の状況

(1) 取締役の状況

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	鈴木　茂晴	(2) 執行役の状況参照
取締役	日比野　隆司	(2) 執行役の状況参照
取締役	岩本　信之	(2) 執行役の状況参照
取締役	髙橋　昭夫	(2) 執行役の状況参照
取締役	草木　頼幸	(2) 執行役の状況参照
取締役	地福　三郎	(2) 執行役の状況参照
取締役	白瀧　　勝	大和証券株式会社監査役 大和住銀投信投資顧問株式会社社外監査役 大和プロパティ株式会社監査役 大和リアル・エステート・アセットマネジメント株式会社監査役
取締役	安田　隆二	(3) 社外役員に関する事項参照
取締役	松原　亘子	(3) 社外役員に関する事項参照
取締役	但木　敬一	(3) 社外役員に関する事項参照
取締役	伊藤　謙介	(3) 社外役員に関する事項参照
取締役	津田　廣喜	(3) 社外役員に関する事項参照

(注1) 取締役のうち、安田 隆二、松原 亘子、但木 敬一、伊藤 謙介、津田 廣喜の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。各氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員としてそれぞれ届け出ております。
(注2) 当社は委員会設置会社として、取締役から構成される以下の三委員会を設置しております。
指名委員会：鈴木 茂晴（委員長）、日比野 隆司、安田 隆二、松原 亘子、但木 敬一、伊藤 謙介
監査委員会：但木 敬一（委員長）、白瀧 勝、松原 亘子、津田 廣喜
報酬委員会：鈴木 茂晴（委員長）、日比野 隆司、安田 隆二、伊藤 謙介、津田 廣喜
なお、平成26年4月1日付で報酬委員会の構成を以下のとおり変更しております。
報酬委員会：安田 隆二（委員長）、鈴木 茂晴、日比野 隆司、伊藤 謙介、津田 廣喜

(2) 執行役の状況

地　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	日比野　隆司	最高経営責任者（CEO） 大和証券株式会社代表取締役社長
代表執行役副社長	岩本　信之	最高執行責任者（COO）兼　人事担当　兼　海外担当 大和証券株式会社代表取締役副社長
執行役副社長	髙橋　昭夫	ホールセール部門担当 大和証券株式会社代表取締役副社長
執行役副社長	草木　頼幸	リテール部門担当 大和証券株式会社代表取締役副社長
執行役副社長	中村　比呂志	ホールセール部門副担当 大和証券株式会社代表取締役副社長
執行役副社長	白川　　真	アセットマネジメント部門担当 大和証券投資信託委託株式会社代表取締役社長
執行役副社長	深井　崇史	シンクタンク部門担当 株式会社大和総研ホールディングス代表取締役社長 株式会社大和総研代表取締役社長 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション代表取締役社長
常務執行役	地福　三郎	最高リスク管理責任者（CRO） 大和証券株式会社常務執行役員
常務執行役	後藤　正明	海外副担当（欧州・中近東担当） 大和証券キャピタル・マーケッツヨーロッパリミテッド会長
常務執行役	松下　浩一	広報担当 大和証券株式会社常務執行役員
常務執行役	松井　敏浩	企画担当　兼　法務担当　兼　人事副担当 大和証券株式会社常務執行役員
常務執行役	大西　敏彦	内部監査担当 大和証券株式会社常務執行役員
常務執行役	小松　幹太	最高財務責任者（CFO）兼　企画副担当　兼　海外副担当 大和証券株式会社常務執行役員
執行役	鈴木　茂晴	大和証券株式会社代表取締役会長

（注1）執行役のうち、日比野 隆司、岩本 信之、髙橋 昭夫、草木 頼幸、地福 三郎、鈴木 茂晴の6名は取締役を兼務しております。
（注2）執行役のうち、地福 三郎、後藤 正明、松下 浩一の各氏は平成26年3月31日をもって退任いたしました。
（注3）平成26年4月1日付で、田代 桂子、猪瀬 祐之の両名が新たに執行役に就任し、同日付で執行役の担当を以下のとおり変更しております。

代表執行役副社長	岩本 信之	最高執行責任者（COO）兼　海外担当
専務執行役	松井 敏浩	企画担当　兼　人事担当
常務執行役	田代 桂子	海外副担当（米州担当）
執行役	猪瀬 祐之	最高リスク管理責任者（CRO）

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

氏　名	重要な兼職の状況
安田 隆二	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ社外取締役
	株式会社福岡銀行社外取締役
	ソニー株式会社社外取締役
	株式会社ヤクルト本社社外取締役
	株式会社朝日新聞社社外監査役
	オリックス株式会社社外取締役
松原 亘子	公益財団法人21世紀職業財団名誉会長
	三井物産株式会社社外取締役
但木 敬一	森・濱田松本法律事務所客員弁護士
	イオン株式会社社外取締役
	日本生命保険相互会社社外監査役
	株式会社フジタ社外監査役
伊藤 謙介	京セラ株式会社顧問
津田 廣喜	三菱重工業株式会社社外取締役
	三井住友海上火災保険株式会社顧問

（注）当社と上記兼職先との間に特別な関係はありません。

②当期における主な活動状況

氏　名	主な活動状況（出席及び発言の状況）
安田 隆二	当期に開催の取締役会10回の全てに出席し、主に経営戦略に関する知識と経験に基づき、議案・審議等についての発言を行っております。
松原 亘子	当期に開催の取締役会10回及び監査委員会12回の全てに出席し、主に官公庁での経歴による知識・経験から、人事政策等についての発言を行っております。
但木 敬一	当期に開催の取締役会10回及び監査委員会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持・構築についての発言を行っております。
伊藤 謙介	当期に開催の取締役会10回の全てに出席し、主に経営者としての豊かな経験と見識から、議案・審議等についての発言を行っております。
津田 廣喜	当期の就任後に開催の取締役会8回及び監査委員会10回の全てに出席し、主に官公庁での経歴による知識・経験から、議案・審議等についての発言を行っております。

（注）松原 亘子 氏、但木 敬一 氏及び津田 廣喜 氏は、監査委員であります。

③責任限定契約の内容の概要

各社外取締役は、当社と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(4) 取締役及び執行役の報酬等の額

区　　分	報酬委員会決議に基づく報酬等の額	
	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役	8	113
執行役	14	1,159
計	22	1,273

（注1）上記の支給額には、当期の業績連動型報酬として支給予定の額を含んでおります。
（注2）上記の支給額には、取締役及び執行役に対し、ストック・オプションとして割り当てられた新株予約権の価額合計95百万円を含んでおります。具体的な新株予約権の内容につきましては、「2. 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
（注3）社外取締役6名に対する報酬等の総額は85百万円であります。
（注4）取締役と執行役の兼任者（7名）の報酬は、執行役に対する報酬等の支給額の欄に総額を記載しております。

(5) 取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

取締役及び執行役の報酬については、
・健全なビジネス展開を通じて株主価値の増大に寄与し、短期及び中長期の業績向上へ結びつくインセンティブが有効に機能すること
・グローバルに展開する証券グループとして、国内はもとより、国際的にも競争力のある水準であること
・委員会設置会社として、執行と監督が有効に機能すること
を基本方針としています。

取締役及び執行役の報酬は、基本報酬、業績連動型報酬、株価連動型報酬で構成され、具体的には以下のとおりです。

①基本報酬
　基本報酬は、役職、職責、役割に応じた固定報酬とする。
②業績連動型報酬
　業績連動型報酬は、連結経常利益を基準に、連結ROE及び中期経営計画における経営目標の達成状況等を総合的に加味した上で、個人の貢献度合に応じて決定する。
　執行役を兼務しない取締役に対しては、業績連動型報酬を設定しない。
③株価連動型報酬
　株価連動型報酬として、株主価値との連動性を高めるために、基本報酬の一定割合に相当する価値のストック・オプション等を付与する。
　社外取締役に対しては、株価連動型報酬を設定しない。

4. 会計監査人の状況

①名称　　有限責任 あずさ監査法人
②報酬等の額
1）当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
80百万円
2）当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
557百万円

（注1）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1)の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
（注2）当社及び当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に、委託業務に係る統制リスクの評価及び顧客資産の分別管理の法令遵守に関する業務等についての対価を支払っております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
　監査委員会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があった場合あるいはその他当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行う必要があると監査委員会が判断した場合、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査委員会規程に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定いたします。
④その他
　当社の重要な子会社のうち、大和証券キャピタル・マーケッツヨーロッパリミテッド及び大和証券キャピタル・マーケッツアメリカホールディングスInc.等の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

（注）当社は、会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」との間で責任限定契約を締結しておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

　当社は、利益配分を含む株主価値の持続的な向上を目指しております。
　配当については、中間配当及び期末配当の年2回を基本とし、連結業績を反映して半期毎に配当性向30％程度の配当を行う方針です。但し、安定性にも配慮した上で、今後の事業展開に要する内部留保を十分確保できた場合には、自社株買入等も含めてより積極的に株主への利益還元を行う方針です。
　なお、上記の基本方針を踏まえ、当期に係る剰余金の配当は、中間配当として1株当たり17円（平成25年10月29日開催取締役会決議）、期末配当として1株当たり17円とさせていただきます。従いまして、年間での配当金額は1株につき34円となります。

6. 業務の適正を確保するための体制

　会社法第416条第1項第1号ロ及びホ並びに会社法施行規則第112条の規定に基づき取締役会が業務の適正を確保するための体制として決議した事項の概要は次のとおりであります。

（1）監査委員会の職務の執行のため必要な事項（会社法施行規則第112条第1項に定める事項）

①監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
　監査委員会の業務を補佐する専任部室を設置する。
②前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
　執行役は、監査委員会の重要性を踏まえ、業務執行部門からの独立性等に配慮し、当該部室の人事（人事異動、評価等）、組織変更等について、予め監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員（以下、選定監査委員という。）の同意を得なければならない。
③執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
　執行役及びその他役職員は監査委員会又は選定監査委員に対し以下の報告を行う。
イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
ロ．役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
ハ．監査委員会又は選定監査委員が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項
④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査委員は、グループリスクマネジメント会議及びグループ内部監査会議に出席し、説明を求め意見を述べることができる。またその他重要会議へ出席することができる。
・監査委員は各リスクを所管する部署より当社グループのリスク管理態勢及びリスクの状況等について、また内部監査部門より当社グループの内部監査状況について定期的に報告を受ける。
・監査委員会又は選定監査委員は、必要に応じ内部監査部門に調査を委嘱することができる。
・監査委員会は会計監査人よりグループ各社の監査状況について定期的に報告を受ける。
・業務執行部門から独立した外部専門家に監査業務を補助させることができる。

（2）執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（会社法施行規則第112条第2項に定める体制）

①執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1）コンプライアンス体制
・当社グループにおける法令・諸規則及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を導入する。
・役職員の法令等遵守を目的とし、倫理規程及び倫理行動規範を制定する。
・役職員に対し、グループ各社において各社の業務の特性に応じたコンプライアンス研修を実施する。
・当社グループの企業倫理遵守体制の整備及び推進全般に関する責任者をおき、企業倫理の役職員への浸透・定着の推進を行う部室を設置する。
・当社グループの法律問題全般に関する助言を行い、グループ各社における法令諸規則等の遵守体制の整備に関する活動を支援する部室を設置

する。

2）グループリスクマネジメント会議

・グループリスクマネジメント会議は、執行役会の分科会として、当社グループのリスク管理態勢及びリスクの状況等を把握し、リスク管理に係る方針及び具体的な施策を審議・決定する。

3）グループ内部監査会議

・グループ内部監査会議は、CEO直轄の機関として、当社グループの業務に係る内部監査態勢の整備及び内部統制の検証に関する事項を審議・決定する。

4）内部監査部門

・当社グループの健全かつ効率的な内部統制の構築を図るため、内部監査を重要な機能と位置付け、内部監査部門を設置するとともに、主要なグループ各社にも内部監査部門を設置する。

・内部監査部門は、当社グループの内部統制の有効性を評価・検証するとともに、業務の改善・効率化に資する提言を行う。

・内部監査部門は、内部監査の計画及び結果について監査委員会及びグループ内部監査会議に付議・報告を行う。

5）財務報告に係る内部統制

・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制の構築を図るため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定する。

・ディスクロージャー委員会及びグループ内部監査会議は、財務報告に係る内部統制の重要事項につき審議決定する。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務執行に係る情報については、文書整理保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社グループが経営上保有する各種リスクについて、その特性に応じて適切に管理するための基本的事項を定め、財務の健全性及び業務の適切性を確保することを目的としてリスク管理規程を定め、これにリスク管理方針、管理の対象とするリスク、各リスクを管理する執行役及び所管する部署等を定めることによりリスク管理態勢を明確化する。

・各リスクを所管する部署は所管するリスクの管理規程を別途定めることとし、所管するリスクの管理態勢及びリスクの状況等についてグループリスクマネジメント会議等に報告する。

④執行役の職務の執行が効率的に行われるための体制

・執行役の職務及びその執行方法、統括する業務について執行役規程により明確化する。

・当社又は当社グループに影響を及ぼす重要事項について執行役会規程及び海外部門経営会議規程等により決議事項及び報告事項を明確化する。

⑤当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社執行役が主要なグループ各社の代表者を兼務すること等により、グループ各社においてグループ戦略に基づく事業戦略を機動的かつ効率的に実践する。

・国内外のグループ会社の事業活動を適切に管理することを目的として、グループ会社管理規程及び海外店等の運営管理に関する規程等を定める。

・グループ各社の経営に関する重要な情報を把握し、当該情報が法令・諸規則に従い公正かつ適時適切に開示されることを確保するため、グループ各社において規程を定める。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部 科目	第77期（平成26年3月31日現在）	第76期（ご参考）（平成25年3月31日現在）
流動資産	**18,737,101**	**18,329,152**
現金・預金	1,886,958	1,212,243
預託金	294,069	260,197
受取手形及び売掛金	15,337	13,675
有価証券	2,583,315	2,113,038
トレーディング商品	7,110,968	8,849,128
商品有価証券等	4,736,344	6,101,443
デリバティブ取引	2,374,623	2,747,684
約定見返勘定	—	235,449
営業投資有価証券	143,010	149,329
投資損失引当金	△ 35,150	△ 35,495
営業貸付金	237,416	171,843
仕掛品	619	574
信用取引資産	264,725	193,642
信用取引貸付金	245,827	182,882
信用取引借証券担保金	18,897	10,760
有価証券担保貸付金	5,888,420	4,841,726
借入有価証券担保金	5,886,605	4,840,106
現先取引貸付金	1,814	1,620
立替金	15,289	26,934
短期貸付金	1,240	10,524
未収収益	33,096	34,831
繰延税金資産	10,034	5,643
その他の流動資産	287,954	246,143
貸倒引当金	△ 205	△ 280
固定資産	**743,762**	**719,947**
有形固定資産	432,365	407,118
建物	105,772	103,038
器具備品	15,690	15,827
土地	310,901	288,252
無形固定資産	78,021	84,439
のれん	9,425	15,465
借地権	5,921	6,215
ソフトウェア	45,240	49,133
その他	17,433	13,624
投資その他の資産	233,375	228,389
投資有価証券	200,456	192,906
長期貸付金	4,983	5,101
長期差入保証金	17,169	19,469
繰延税金資産	323	3,028
その他	11,478	9,117
貸倒引当金	△ 1,035	△ 1,234
資産合計	**19,480,863**	**19,049,099**

負債の部 科目	第77期（平成26年3月31日現在）	第76期（ご参考）（平成25年3月31日現在）
流動負債	**16,154,730**	**16,055,427**
支払手形及び買掛金	5,581	3,508
トレーディング商品	5,296,428	4,965,693
商品有価証券等	3,426,718	2,624,241
デリバティブ取引	1,869,710	2,341,451
約定見返勘定	74,472	—
信用取引負債	52,434	57,762
信用取引借入金	5,588	12,617
信用取引貸証券受入金	46,845	45,145
有価証券担保借入金	6,330,269	7,142,965
有価証券貸借取引受入金	6,299,764	6,899,162
現先取引借入金	30,505	243,803
銀行業における預金	2,197,719	1,791,765
預り金	181,509	168,453
受入保証金	395,406	286,675
短期借入金	903,916	946,311
コマーシャル・ペーパー	266,480	301,711
1年内償還予定の社債	224,344	221,291
未払法人税等	15,347	3,094
繰延税金負債	17,989	13,889
賞与引当金	34,922	30,855
その他の流動負債	157,908	121,448
固定負債	**2,069,198**	**1,908,548**
社債	1,249,007	1,198,172
長期借入金	748,973	642,835
繰延税金負債	14,345	10,403
退職給付引当金	—	31,813
退職給付に係る負債	33,739	—
訴訟損失引当金	1,870	648
負ののれん	3,424	7,990
その他の固定負債	17,838	16,685
特別法上の準備金	**3,471**	**2,555**
金融商品取引責任準備金	3,471	2,555
負債合計	**18,227,401**	**17,966,531**
純資産の部		
株主資本	**988,754**	**867,509**
資本金	247,397	247,397
資本剰余金	230,765	230,676
利益剰余金	528,406	408,647
自己株式	△ 17,817	△ 19,212
自己株式申込証拠金	1	—
その他の包括利益累計額	**89,820**	**44,264**
その他有価証券評価差額金	87,845	76,740
繰延ヘッジ損益	△ 12,935	△ 16,765
為替換算調整勘定	14,910	△ 15,709
新株予約権	**7,363**	**6,387**
少数株主持分	**167,525**	**164,406**
純資産合計	**1,253,462**	**1,082,567**
負債・純資産合計	**19,480,863**	**19,049,099**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第77期（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）	第76期（ご参考）（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）
営業収益	**642,829**	**525,411**
受入手数料	301,937	229,522
委託手数料	89,634	48,871
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	29,606	26,684
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	55,967	46,607
その他の受入手数料	126,729	107,359
トレーディング損益	156,499	123,537
営業投資有価証券関連損益	17,454	16,531
金融収益	107,974	93,276
その他の営業収益	58,963	62,544
金融費用	**60,333**	**70,130**
その他の営業費用	**40,545**	**37,972**
純営業収益	**541,951**	**417,308**
販売費・一般管理費	**357,358**	**333,496**
取引関係費	74,360	66,513
人件費	177,049	156,987
不動産関係費	36,260	38,168
事務費	24,704	23,133
減価償却費	26,551	30,773
租税公課	6,603	5,736
貸倒引当金繰入れ	11	45
その他	11,817	12,138
営業利益	**184,593**	**83,812**
営業外収益	**14,987**	**14,500**
受取利息	224	103
受取配当金	4,554	4,131
負ののれん償却額	4,565	4,565
持分法による投資利益	1,314	1,729
投資事業組合運用益	144	88
その他	4,183	3,882
営業外費用	**2,535**	**3,136**
支払利息	1,368	1,610
社債発行費	461	298
為替差損	9	461
その他	695	766
経常利益	**197,045**	**95,176**
特別利益	**9,664**	**9,753**
投資有価証券売却益	9,664	4,964
負ののれん発生益	—	4,675
金融商品取引責任準備金戻入	—	113
特別損失	**11,130**	**13,254**
固定資産除売却損	596	1,109
段階取得に係る差損	—	420
減損損失	5,942	4,571
投資有価証券評価損	—	384
金融商品取引責任準備金繰入れ	916	—
移転関連費用	738	—
事業再編関連費用	—	5,521
その他	2,936	1,247
税金等調整前当期純利益	**195,579**	**91,675**
法人税、住民税及び事業税	**19,226**	**8,219**
法人税等調整額	**△ 1,555**	**3,341**
少数株主損益調整前当期純利益	**177,908**	**80,113**
少数株主利益	**8,451**	**7,203**
当期純利益	**169,457**	**72,909**

連結株主資本等変動計算書

第77期
（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

（単位：百万円）

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計
平成25年4月1日残高	247,397	230,676	408,647	△19,212	—	867,509
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	△49,698	—	—	△49,698
当期純利益	—	—	169,457	—	—	169,457
自己株式の取得	—	—	—	△ 78	—	△ 78
自己株式の処分	—	89	—	1,473	—	1,562
その他	—	—	—	—	1	1
連結会計年度中の変動額合計	—	89	119,759	1,394	1	121,244
平成26年3月31日残高	247,397	230,765	528,406	△17,817	1	988,754

項目	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定		
平成25年4月1日残高	76,740	△16,765	△15,709	6,387	164,406
連結会計年度中の変動額					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	11,104	3,830	30,620	975	3,119
連結会計年度中の変動額合計	11,104	3,830	30,620	975	3,119
平成26年3月31日残高	87,845	△12,935	14,910	7,363	167,525

第76期（ご参考）
（自　平成24年４月１日
至　平成25年３月31日）

（単位：百万円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	247,397	230,655	345,983	△ 22,681	801,353
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 10,281	—	△ 10,281
当期純利益	—	—	72,909	—	72,909
自己株式の取得	—	—	—	△ 11	△ 11
自己株式の処分	—	20	—	3,481	3,501
連結範囲の変動	—	—	36	—	36
連結会計年度中の変動額合計	—	20	62,664	3,469	66,155
平成25年3月31日残高	247,397	230,676	408,647	△ 19,212	867,509

項目	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定		
平成24年4月1日残高	23,338	△ 1,676	△ 40,517	5,429	163,774
連結会計年度中の変動額					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	53,401	△ 15,089	24,807	958	631
連結会計年度中の変動額合計	53,401	△ 15,089	24,807	958	631
平成25年3月31日残高	76,740	△ 16,765	△ 15,709	6,387	164,406

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である有価証券関連業を営む会社の貸借対照表及び損益計算書に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項
(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数　49社
主要な連結子会社の名称
大和証券株式会社
大和証券投資信託委託株式会社
株式会社大和総研ホールディングス
株式会社大和証券ビジネスセンター
大和プロパティ株式会社
株式会社大和ネクスト銀行
株式会社大和総研
株式会社大和総研ビジネス・イノベーション
大和企業投資株式会社
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社
大和PIパートナーズ株式会社
大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
大和証券オフィス投資法人
大和証券キャピタル・マーケッツヨーロッパリミテッド
大和証券キャピタル・マーケッツアジアホールディングB.V.
大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッド
大和証券キャピタル・マーケッツシンガポールリミテッド
大和証券キャピタル・マーケッツアメリカホールディングスInc.
大和証券キャピタル・マーケッツアメリカInc.
当連結会計年度において、新規設立により1社を連結の範囲に含めております。また、吸収合併により2社、連結計算書類に及ぼす重要性が低下したことにより2社を連結の範囲から除外しております。
(2) 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社の名称
DIRインフォメーションシステムズ株式会社
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社の総資産、営業収益（又は売上高）、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。
(3) 開示対象特別目的会社
開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要等
一部の連結子会社は、顧客の資金運用ニーズに応える目的で仕組債を販売しており、仕組債の組成に際し特別目的会社を利用しております。この取引において、当該連結子会社は、取得した債券をケイマン法人の特別目的会社に譲渡し、当該特別目的会社は取得した債券を担保とする仕組債を発行しております。当該特別目的会社は6社でありますが、いずれの特別目的会社についても、当社及び当該連結子会社は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。なお、当連結会計年度末における特別目的会社の債券の発行額は610,540百万円であります。

2. 持分法の適用に関する事項
(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数並びに主要な会社等の名称
持分法適用の非連結子会社の数　0社
持分法適用の関連会社の数　8社
主要な持分法適用の関連会社の名称
大和住銀投信投資顧問株式会社
持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なる会社のうち、4社については連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、その他の会社については当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。
(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
主要な会社の名称
DIRインフォメーションシステムズ株式会社
持分法を適用しない理由
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。
(3) 議決権の20％以上、50％以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等
当該会社等の数　7社
関連会社としなかった主要な会社の名称
アルメックスPE株式会社
関連会社としなかった理由
当社の一部の連結子会社が、投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等に重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は以下のとおりであります。
3月　46社
5月及び11月　1社
12月　2社
連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社のうち、1社については当該会社の決算日現在の財務諸表を使用し、他の2社についてはそれぞれ連結決算日又はその他の基準日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法
連結子会社におけるトレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法で計上しております。
② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法
トレーディング商品に属さない有価証券等については以下のとおりであります。
ア. 売買目的有価証券
時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。
イ. 満期保有目的の債券
償却原価法によっております。
ウ. その他有価証券
時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）、

時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法で計上しております。
なお、投資事業有限責任組合等への出資については、当該組合等の財務諸表に基づいて、組合等の純資産を出資持分割合に応じて、営業投資有価証券又は投資有価証券として計上しております（組合等の保有する有価証券の評価差額については、その持分相当額を全部純資産直入法により処理しております）。
また、一部の連結子会社における一部の有価証券及び営業投資有価証券については、流動資産の部に計上しております。

エ. デリバティブ
時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品は、主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）で計上しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
② 無形固定資産、投資その他の資産（リース資産を除く）
主として定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）
従来、当社及び一部の国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。
この変更は、グループ内の拠点集約などを契機として減価償却方法を見直した結果、今後は有形固定資産の利用によって享受する経済的便益は耐用年数にわたりほぼ一定であることから、定額法がより実態に即した合理的な費用配分であると判断したことによります。
この結果、従来の方法と比べて、当連結会計年度の減価償却費は1,135百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が1,135百万円増加しております。

(3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。
② 投資損失引当金
一部の連結子会社において、当連結会計年度末に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見込額を計上しております。
③ 賞与引当金
役員及び従業員に対する賞与の支払いに備えるため、各社所定の計算基準による支払見積額の当連結会計年度負担分を計上しております。
④ 訴訟損失引当金
証券取引に関する損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払いに備えるため、経過状況等に基づく当連結会計年度末における支払見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、当社及び国内連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末における退職金要支給額を計上しております。これは、当該各社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためであります。その他一部の連結子会社については、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
一部の国内連結子会社における受注制作ソフトウェアに係る収益については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、条件を満たしている場合には、金利変動リスクのヘッジについては金利スワップの特例処理、為替変動リスクのヘッジについては振当処理によっております。
当社及び一部の連結子会社は、一部の有価証券、借入金及び発行社債等に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利スワップ及び通貨スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っております。
ヘッジの有効性の検証については、ヘッジ手段の時価又はキャッシュ・フロー変動の累計額とヘッジ対象の時価又はキャッシュ・フロー変動の累計額とを比較する方法によっております。

(7) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生の都度、子会社等の実態に基づいて償却期間を見積り、20年以内の年数で均等償却しております。なお、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項
① 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
② 連結納税制度の適用
当社及び大和企業投資株式会社をそれぞれ連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。
③ 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法
一部の連結子会社が保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の該当勘定科目に計上しております。

（会計方針の変更）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務を退職給付に係る負債として計上する方法に変更しております。
この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が33,739百万円計上されております。なお、この変更による当連結会計年度末のその他の包括利益累計額に与える影響はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）
1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
(1) 担保に供している資産

定期預金	650百万円
有価証券	76,412
トレーディング商品	393,795
投資有価証券	7,969
計	478,827

（注）上記の金額は連結貸借対照表計上額によっております。なお、上記担保資産の他に、借り入れた有価証券等322,730百万円を担保として差し入れております。

(2) 担保に係る債務

信用取引借入金	5,588百万円
短期借入金	370,400
長期借入金	45,700
計	421,688

（注）上記の金額は連結貸借対照表計上額によっております。

2. 差し入れた有価証券等の時価

消費貸借契約により貸し付けた有価証券	7,558,417百万円
現先取引で売却した有価証券	29,998
その他	428,085
計	8,016,501

（注）1. (1) 担保に供している資産に属するものは除いております。

3. 差し入れを受けた有価証券等の時価

消費貸借契約により借り入れた有価証券	7,388,205百万円
その他	418,390
計	7,806,595

4. 資産から直接控除した貸倒引当金
投資その他の資産・その他　8,889百万円
5. 有形固定資産の減価償却累計額　129,725百万円
6. 保証債務

被保証者	被保証債務の内容	金額（百万円）
従業員	借入金	331
その他	債務	2,071
計		2,403

7. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項
金融商品取引責任準備金　金融商品取引法第46条の5第1項

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）
1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式　1,749,378,772株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成25年5月15日取締役会	普通株式	20,564	12
平成25年10月29日取締役会	普通株式	29,133	17
計		49,698	

決議	基準日	効力発生日
平成25年5月15日取締役会	平成25年3月31日	平成25年6月3日
平成25年10月29日取締役会	平成25年9月30日	平成25年12月2日
計		

（注1）平成25年5月15日取締役会決議の配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75404口）に対する配当金178百万円が含まれております。
（注2）平成25年10月29日取締役会決議の配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75404口）に対する配当金221百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成26年5月16日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議する予定であります。
① 配当金の総額　29,135百万円
② 1株当たり配当額　17円
③ 基準日　平成26年3月31日
④ 効力発生日　平成26年6月2日
（注1）配当原資は利益剰余金とする予定であります。
（注2）配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75404口）に対する配当金192百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

区　分	内　訳	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
		当連結会計年度期首	増　加	減　少	当連結会計年度末	
当　社	２００６年７月発行新株予約権	224,000	－	11,000	213,000	290
	第３回新株予約権（自己新株予約権）	2,383,000 (210,000)	－ (16,000)	16,000 (－)	2,367,000 (226,000)	1,190 (－)
	２００７年７月発行新株予約権	252,000	－	14,000	238,000	312
	第４回新株予約権（自己新株予約権）	2,385,000 (185,000)	－ (18,000)	18,000 (－)	2,367,000 (203,000)	832 (－)
	２００８年７月発行新株予約権	308,000	－	12,000	296,000	287
	第５回新株予約権（自己新株予約権）	2,940,000 (159,000)	－ (19,000)	103,000 (－)	2,837,000 (178,000)	695 (－)
	２００９年７月発行新株予約権	622,000	－	24,000	598,000	346
	第６回新株予約権（自己新株予約権）	4,187,000 (226,000)	－ (42,000)	42,000 (－)	4,145,000 (268,000)	636 (－)
	２０１０年７月発行新株予約権	1,038,000	－	23,000	1,015,000	380
	第７回新株予約権（自己新株予約権）	7,120,000 (279,000)	－ (75,000)	75,000 (－)	7,045,000 (354,000)	455 (－)
	２０１１年７月発行新株予約権	1,211,000	－	7,000	1,204,000	431
	第８回新株予約権（自己新株予約権）	5,649,000 (206,000)	－ (74,000)	74,000 (－)	5,575,000 (280,000)	279 (－)
	２０１３年２月発行新株予約権	831,000	－	－	831,000	472
	第９回新株予約権（自己新株予約権）	6,320,000 (13,000)	－ (111,000)	111,000 (－)	6,209,000 (124,000)	323 (－)
	２０１４年２月発行新株予約権	－	404,000	－	404,000	386
	第１０回新株予約権（自己新株予約権）	－ (－)	3,964,000 (13,000)	13,000 (－)	3,951,000 (13,000)	44 (－)
					合　計	7,363 (－)

（注1）上記の新株予約権の目的となる株式は、全て普通株式であります。
（注2）「第6回新株予約権」、「第7回新株予約権」、「第8回新株予約権」「第9回新株予約権」及び「第10回新株予約権」は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは有価証券関連業を中核とする投資・金融サービス業を行っております。具体的には、有価証券及びデリバティブ商品の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、その他有価証券関連業並びに銀行業務、金融業等を営んでおります。

これらの業務において、当社グループでは商品有価証券等、デリバティブ取引、営業投資有価証券、貸出金、投資有価証券等の金融資産・負債を保有する他、社債、ミディアム・ターム・ノート、金融機関借入、預金等による資金調達を行っております。資金調達を行う際には、ビジネスを継続する上で十分な流動性を効率的に確保するという資金調達の基本方針の下、調達手段及び償還期限の多様化を図りながら、資産と負債の適正なバランスの維持に努め、効率的かつ安定的な資金調達の実現を図っております。また、主に金利スワップ及び通貨スワップ等を金融資産・負債に関する金利変動及び為替変動の影響をヘッジする目的で利用しております。

当社グループでは保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクをその特性に応じて適切に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループはトレーディング業務において、①有価証券等（株券・ワラント、債券及び受益証券等）、有価証券担保貸付金・借入金、信用取引資産・負債等、②株価指数先物・債券先物・金利先物及びこれらのオプション取引に代表される取引所取引のデリバティブ商品、③金利スワップ及び通貨スワップ・先物外国為替取引・選択権付債券売買・通貨オプション・FRA・有価証券店頭デリバティブ等の取引所取引以外のデリバティブ商品（店頭デリバティブ取引）等の金融商品を保有しております。また、投資業務において営業投資有価証券等、銀行業務において貸出金・有価証券等を保有する他、取引関係上の目的等で投資有価証券等の金融商品を保有しております。

これらの金融商品に内在する様々なリスクのうち、主要なものは市場リスクと信用リスクです。市場リスクとは、金利、外国為替レート、株価等の市場で取引される商品の価格やレートが変化することによって、保有する金融商品又は金融取引により損失を被るリスク及び市場の流動性の著しい低下により市場における取引が成立せず、又は著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスクを指します。また、信用リスクとは、金融取引の取引先や保有する金融商品の発行体のデフォルト、あるいは信用力の変化等によって損失を被るリスクを指します。

なお、トレーディング業務において、顧客のニーズに対応するために行っている単独又は仕組債等に組込まれたデリバティブ取引の中には、対象資産である株価指数、為替及び金利等の変動並びにそれらの相関に対する変動率が大きいものや、複雑な変動をするものが含まれており、対象資産に比べたリスクが高くなっております。これらのデリバティブ取引は、連結貸借対照表のトレーディング商品等に含めており、また、時価変動による実現・未実現の損益は、トレーディング損益として計上しております。

また、当社グループは金融商品を保有するとともに、社債、ミディアム・ターム・ノート、金融機関借入、預金等による資金調達を行っており、資金流動性リスクに晒されております。資金流動性リスクとは、市場環境の変化や当社グループの財務内容の悪化等により資金繰りに支障をきたす、あるいは通常よりも著しく高い調達コストを余儀なくされることにより損失を被るリスクを指します。

トレーディング業務を行う証券子会社では、デリバティブ市場における仲介業者及び最終利用者としてデリバティブ取引を利用しております。デリバティブ商品は顧客の様々な金融ニーズに対応するための必要不可欠な商品となっており、仲介業者として顧客の要望に応じるために様々な形で金融商品を提供しております。例えば、顧客の保有する外国債券の為替リスクをヘッジするための先物外国為替取引や、社債発行時の金利リスクをヘッジするための金利スワップの提供等があります。最終利用者としては、当社グループの金融資産・負債に係る金利リスクをヘッジするために金利スワップを利用し、また、トレーディング・ポジションをヘッジするために各種先物取引、オプション取引等を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理の基本方針、管理すべきリスクの種類、主要リスク毎の担当役員・部署等を定めた「リスク管理規程」を取締役会で決定し、グループ全体のリスク管理を行っております。子会社はリスク管理の基本方針に基づき、各事業のリスク特性や規模に応じたリスク管理を行い、当社は子会社のリスク管理体制及びリスクの状況をモニタリングしております。また、子会社のモニタリングを通して掌握した子会社のリスクの状況の他、各社におけるリスク管理体制上の課題等については、当社の執行役会の分科会であるグループリスクマネジメント会議に報告し、審議しております。主要な子会社においてもリスクマネジメント会議等を定期的に開催し、リスク管理の強化を図っております。

① トレーディング目的の金融商品に係るリスク管理

(i) 市場リスクの管理

当社グループのトレーディング業務では、財務状況や対象部門のビジネスプラン・予算等を勘案した上で、VaR（一定の信頼水準の下での最大予想損失額）、ポジション、感応度等に限度枠を設定しております。当社のリスク管理部署では市場リスクの状況をモニタリングし、経営陣に日次で報告しております。

また、一定期間のデータに基づいて統計的仮定により算出したVaRの限界を補うべく、過去の大幅なマーケット変動に基づくシナリオや、仮想的なストレスイベントに基づくシナリオを用いて、ストレステストを実施しております。

＜市場リスクに係る定量的情報＞

当社グループにおける主要な証券子会社は、トレーディング商品に関するVaRの算定にあたって、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1日、信頼区間99%、観測期間520営業日）を採用しております。

連結決算日における当社グループのトレーディング業務のVaRは、全体で14億円であります。

なお、当社グループでは算出されたVaRと損益を比較するバックテスティングを実施し、モデルの有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを十分に捕捉できない場合があります。

(ii) 信用リスクの管理

当社グループのトレーディング業務において信用リスクが生じる取引については、事前に取引先の格付等に基づく与信枠を設定し、当該与信枠の遵守状況をモニタリングしております。特に、相対的に信用リスクが大きいホールセールビジネス等においては、格付評価モデルに基づく定量評価及び定性評価を行い、取引先の信用水準を把握しております。その上で、期間、担保の有無等の取引諸条件を勘案した与信枠を設定し、日次でモニタリングを実施しております。加えて、トレーディング業務で保有する金融商品に係る信用リスクについては、当該金融商品の発行体の区分及び格付等に応じて、保有限度額や保有期間を設定し、保有状況をモニタリングしております。

信用取引においては顧客への与信が発生しますが、担保として定められた委託保証金を徴求しております。また、有価証券貸借取引については、取引先に対する与信枠を設定した上で、必要な担保を徴求するとともに日々の値洗い等を通じて信用リスクの削減を図っております。

② トレーディング目的以外の金融商品に係るリスク管理

当社グループはトレーディング業務以外でも、投資業務における営業投資有価証券等、銀行業務における貸出金・有価証券等の他、取引関係上の目的等で投資有価証券等の金融商品を保有しております。これらの金融商品についても市場リスク、信用リスクが生じますが、各業務における特有のリスク特性があるため、それらに応じたリスク管理を行っております。

投資業務を行う子会社では、投資委員会等で投資案件を精査した上で投資の可否を判断しております。投資後は、投資先の状況を定期的にモニタリングし、リスクマネジメント会議等に報告しています。

銀行業務を行う子会社では、管理すべきリスクカテゴリー毎に管理方針及び管理体制を定めています。また、リスク管理の協議・決定機関として、取締役会の下部組織であるリスクマネジメント委員会（信用・市場・流動性リスクの管理・運営に関する重要事項を審議）等を設

置しています。取締役会やリスクマネジメント委員会等で各種限度額を設定し、その範囲内で業務運営を行うことによりリスクをコントロールしております。

取引関係上の目的等の投資有価証券等は、関連規程等に定められた方針に基づき取得・売却の決定を行います。また、定期的にリスクの状況をモニタリングし、経営陣に報告しております。

＜市場リスクに係る定量的情報＞

(ｱ) 金融資産及び金融負債（銀行業務を行う子会社が保有する金融資産及び金融負債を除く）

市場リスクの影響を受ける主たる金融資産は投資業務で保有する「営業投資有価証券」、取引関係上の目的で保有する「投資有価証券」となります。なお、平成26年3月31日現在、指標となる東証株価指数（TOPIX）等が10%変動したものと想定した場合には「営業投資有価証券」及び「投資有価証券」のうち、時価のある株式等において時価が144億円変動するものと把握しております。

また、市場リスクの影響を受ける主たる金融負債は「社債」及び「長期借入金」であります。なお、平成26年3月31日現在、その他全てのリスク変数が一定であると仮定し、金利が10ベーシス・ポイント（0.1%）変動したものと想定した場合、「社債」の時価が13億円、「長期借入金」の時価が1億円それぞれ変動するものと把握しております。

(ｲ) 銀行業務を行う子会社で保有する金融資産及び金融負債

銀行業務を行う子会社では、金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される金利変動の99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いております。なお、全体の資産ないし負債の5%に満たない通貨については、一律上下200ベーシス・ポイント（2%）の平行移動による金利ショックを採用し当該変動額を算定しております。

平成26年3月31日現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定した場合の金利変動による経済価値は、78億円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る資金流動性リスクの管理

当社グループは、多くの資産及び負債を用いて有価証券関連業務を中心としたビジネスを行っており、ビジネスを継続する上で十分な流動性を効率的かつ安定的に確保することを資金調達の基本方針としております。

当社グループの資金調達手段には、社債、ミディアム・ターム・ノート、金融機関借入、コマーシャル・ペーパー、コールマネー、預金受入等の無担保調達、現先取引、レポ取引等の有担保調達があり、これらの多様な調達手段を適切に組み合わせることにより、効率的かつ安定的な資金調達の実現を図っております。

財務の安定性という観点では、環境が大きく変動した場合においても、事業の継続に支障を来すことのないよう、平時から安定的に資金を確保するよう努めております。特に近年においては、世界的金融危機及び信用危機による不測の事態に備え、市場からの資金調達、金融機関からの借入等により、手元流動性の更なる積み増しを行っております。同時に、危機発生等により、新規の資金調達及び既存資金の再調達が困難となる場合も想定し、調達資金の償還期限及び調達先の分散を図っております。

また、当社は、バーゼル委員会が提示した流動性カバレッジ比率を参考にした手法で、流動性管理体制を構築しております。即ち、一定期間内に期日が到来する無担保調達資金及び同期間にストレスが発生した場合の資金流出見込額に対し、複数のストレスシナリオを想定した上で、それらをカバーする流動性ポートフォリオが保持されていることを毎日確認しております。これにより、当社グループでは、今後1年間無担保資金調達が行えない場合でも、業務の継続が可能となるよう体制を構築しております。

当社グループでは、グループ全体での適正な流動性確保という基本方針の下、当社が一元的に資金の流動性の管理・モニタリングを行っております。当社は、当社固有のストレス又は市場全体のストレスの発生により新規の資金調達及び既存資金の再調達が困難となる場合も想定し、短期の無担保調達資金について、当社グループの流動性ポートフォリオが十分に確保されているかをモニタリングしております。また、当社は、必要に応じて当社からグループ各社に対し、機動的な資金の配分・供給を行うとともに、グループ内で資金融通を可能とする体制を整えることで、効率性に基づく一体的な資金調達及び資金管理を行っております。

当社グループは、資金流動性リスクへの対応の一環として、資金流動性コンティンジェンシー・プランを策定しております。同プランは、信用力の低下等の内生的要因や金融市場の混乱等の外生的要因によるストレスの逼迫度に応じた報告体制や資金調達手段の確保などの方針を定めており、これにより当社グループは機動的な対応により流動性を確保する体制を整備しております。

当社グループの当該コンティンジェンシー・プランは、グループ全体のストレスを踏まえて策定しており、変動する金融環境に機動的に対応するため、定期的な見直しを行っております。

また、金融市場の変動の影響が大きくその資金流動性確保の重要性の高い大和証券株式会社、株式会社大和ネクスト銀行及び海外証券子会社においては、更に個別のコンティンジェンシー・プランも策定し、同様に定期的な見直しを行っております。

なお、当社は、子会社のコンティンジェンシー・プランの整備状況について定期的にモニタリングしており、必要に応じて想定すべき危機シナリオを考慮して資金調達プランやコンティンジェンシー・プランそのものの見直しを行い、更には流動性の積み増しを実行すると同時に資産圧縮を図るといった事前の対策を講じることとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2) に記載のとおりであります）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	1,886,958	1,886,958	—
(2) 預託金	294,069	294,069	—
(3) トレーディング商品			
①商品有価証券等	4,736,344	4,736,344	—
②デリバティブ取引	2,374,623	2,374,623	—
(4) 営業貸付金	237,416		
貸倒引当金	△29		
	237,387	237,640	252
(5) 信用取引資産			
信用取引貸付金	245,827	245,827	—
信用取引借証券担保金	18,897	18,897	—
(6) 有価証券担保貸付金			
借入有価証券担保金	5,886,605	5,886,605	—
現先取引貸付金	1,814	1,814	—
(7) 有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100	100	0
②子会社株式及び関連会社株式	27,418		
投資損失引当金	△6,910		
	20,507	20,534	27
③その他有価証券	2,787,576	2,787,576	—
資産計	18,490,714	18,490,994	279
負債			
(1) トレーディング商品			
①商品有価証券等	3,426,718	3,426,718	—
②デリバティブ取引	1,869,710	1,869,710	—
(2) 約定見返勘定	74,472	74,472	—
(3) 信用取引負債			
信用取引借入金	5,588	5,588	—
信用取引貸証券受入金	46,845	46,845	—
(4) 有価証券担保借入金			
有価証券貸借取引受入金	6,299,764	6,299,764	—
現先取引借入金	30,505	30,505	—
(5) 銀行業における預金	2,197,719	2,197,613	106
(6) 預り金	181,509	181,509	—
(7) 受入保証金	395,406	395,406	—
(8) 短期借入金	903,916	903,916	—
(9) コマーシャル・ペーパー	266,480	266,480	—
(10) 1年内償還予定の社債	224,344	224,344	—
(11) 社債	1,249,007	1,251,192	△2,185
(12) 長期借入金	748,973	746,341	2,631
負債計	17,920,961	17,920,408	552
トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△7,305	△7,305	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△19,284	△1,308	17,976
トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引計	△26,589	△8,613	17,976

※トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(ｱ) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(ｲ) 預託金

主に顧客分別金信託で構成され、国債等の有価証券投資を行っているものについては類似の債券を含めた直前の取引値段から計算される各期間に応じた指標金利との利回り格差を用いて合理的に算出する価格に基づいて算定しております。

(ｳ) トレーディング商品

① 商品有価証券等

株式等	主たる取引所の最終価格又は最終気配値
債券	主に類似の債券を含めた直前の取引値段（当社店頭、ブローカースクリーン等）や市場価格情報（売買参考統計値等）から、指標金利との格差等を用いて、合理的に算定される価格
受益証券	取引所の最終価格若しくは最終気配値又は基準価額

② デリバティブ取引

取引所取引のデリバティブ取引	主に取引所の清算値段又は証拠金算定基準値段
金利スワップ取引等	イールドカーブより算出される予想キャッシュ・フロー、原債券の価格・クーポンレート、金利、ディスカウントレート、ボラティリティ、コリレーション等を基に、価格算定モデル（市場で一般に認識されているモデル若しくはこれらを拡張したモデル）により算出した価格
店頭エクイティ・デリバティブ取引	株価又は株価指数、金利、配当、ボラティリティ、ディスカウントレート、コリレーション等を用いて、価格算定モデル（市場で一般に認識されているモデル若しくはこれらを拡張したモデル）により算出した価格
クレジット・デリバティブ取引	金利、参照先の信用スプレッド等を用いて、価格算定モデル（市場で一般に認識されているモデル若しくはこれらを拡張したモデル）により算出した価格

なお、店頭デリバティブ取引については、取引相手先の信用リスク相当額及び流動性リスク相当額を必要に応じて時価に追加しております。

(ｴ) 約定見返勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(ｵ) 営業貸付金

主に銀行業における貸出金や顧客から保護預かりしている有価証券を担保として金銭を貸付する証券担保ローンであります。

銀行業における貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間等に基づき、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

証券担保ローンについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(ｶ) 信用取引資産、信用取引負債

信用取引資産は顧客の信用取引に伴う顧客への貸付金と証券金融会社への担保金であり、前者は顧客の意思による反対売買等により決済が行われ、後者は貸借取引業務において値洗いされる担保金であることから、短期間で決済されるとみなして帳簿価額を時価としております。

信用取引負債は顧客の信用取引に伴う証券金融会社からの借入金と顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額であり、前者は値洗いされ、後者は顧客の意思による反対売買等により決済が行われることから、短期間で決済されるとみなして帳簿価額を時価としております。

(ｷ) 有価証券担保貸付金、有価証券担保借入金

これらは、そのほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(ｸ) 有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券

株式等	主たる取引所の最終価格又は最終気配値
債券	主に類似の債券を含めた直前の取引値段（当社店頭、ブローカースクリーン等）や市場価格情報（売買参考統計値等）から、指標金利との格差等を用いて、合理的に算定される価格、又は裏付資産の価値から合理的に算定される価格
受益証券	取引所の最終価格若しくは最終気配値又は基準価額
組合出資金	組合出資金のうち、不動産による回収見込額等に基づき投資損失引当金を算定しているものについては、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の投資損失引当金を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としている

(ｹ) 銀行業における預金

預金のうち、要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを見積り、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。

割引率は当社の信用スプレッドを加味したイールドカーブから算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(ｺ) 預り金

主として顧客から受入れている預り金であり、当連結会計年度末に決済された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。その他の預り金については短期間に支払いが行われるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(ｻ) 受入保証金

主としてデリバティブ取引における保証金であり、取引に応じて値洗いされる特性から、短期間で決済されるとみなして帳簿価額を時価としております。その他の顧客からの保証金については、当連結会計年度末に決済された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(ｼ) 短期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年内償還予定の社債

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(ｽ) 社債

償還まで1年超の社債の時価について、市場価格（売買参考統計値等）が入手可能な場合には、その時価を市場価格から算定しております。市場価格が入手不可能な場合は、発行時からの金利変動及び当社自身の信用スプレッドの変動相当額を、帳簿価額に調整することによって算定しております。当社自身の信用スプレッドについては、直近の調達レート、自社発行の類似債券の市場価格水準等を参照しております。

(ｾ) 長期借入金

借入当初からの金利変動及び信用スプレッドの変動相当額を、帳簿価額に調整することによって算定しております。当社自身の信用スプレッドについては、直近の調達レート、自社発行の類似債券の市場価格水準等を参照しております。

(ｿ) トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引

「(ｳ) トレーディング商品②デリバティブ取引」と同様となっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、資産(ｱ)「②子会社株式及び関連会社株式」及び「③その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	35,162
その他有価証券	
非上場株式	57,496
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資	13,991
その他	5,036

(注) 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 表示方法の変更

「営業貸付金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より注記しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
308,855	328,290

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、外部の不動産鑑定士による評価額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	633円53銭
1株当たり当期純利益	99円63銭

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部 科目	第77期 (平成26年3月31日現在)
流動資産	456,785
現金・預金	102,472
有価証券	60,000
短期貸付金	275,678
未収入金	12,189
未収収益	4,338
その他の流動資産	2,105
固定資産	1,609,238
有形固定資産	44,841
建物	458
器具備品	2,300
土地	42,082
無形固定資産	3,178
ソフトウェア	2,732
その他	446
投資その他の資産	1,561,218
投資有価証券	138,450
関係会社株式	836,331
その他の関係会社有価証券	15,374
長期貸付金	562,732
長期差入保証金	4,814
その他	3,777
貸倒引当金	△ 263
資産合計	2,066,024

負債の部 科目	第77期 (平成26年3月31日現在)
流動負債	348,970
短期借入金	145,636
1年内償還予定の社債	139,661
未払費用	3,430
有価証券担保借入金	44,086
未払法人税等	115
賞与引当金	1,308
繰延税金負債	174
その他の流動負債	14,556
固定負債	844,579
社債	430,658
長期借入金	391,973
繰延税金負債	14,200
その他の固定負債	7,747
負債合計	1,193,550
純資産の部	
株主資本	830,266
資本金	247,397
資本剰余金	226,910
資本準備金	226,751
その他資本剰余金	158
利益剰余金	373,773
利益準備金	45,335
その他利益剰余金	328,437
任意積立金	218,000
繰越利益剰余金	110,437
自己株式	△ 17,817
自己株式申込証拠金	1
評価・換算差額等	34,844
その他有価証券評価差額金	34,844
新株予約権	7,363
純資産合計	872,473
負債・純資産合計	2,066,024

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第77期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益	18,730
関係会社受取配当金	13,831
関係会社貸付金利息	4,745
その他	154
営業費用	22,039
販売費・一般管理費	14,585
取引関係費	2,061
人件費	6,790
不動産関係費	1,451
事務費	1,602
減価償却費	1,044
租税公課	888
その他	745
金融費用	7,454
営業損失(△)	△ 3,308
営業外収益	12,930
受取利息	96
受取配当金	3,291
為替差益	8,292
その他	1,249
営業外費用	10,368
社債発行費	1,365
デリバティブ損失	8,856
その他	146
経常損失(△)	△ 746
特別利益	2,555
投資有価証券売却益	1,275
関係会社株式売却益	1,280
特別損失	1,366
貸倒損失	1,289
その他	77
税引前当期純利益	441
法人税、住民税及び事業税	△ 5,056
法人税等調整額	1,181
当期純利益	4,317

株主資本等変動計算書

第77期
(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					任意積立金	繰越利益剰余金			
平成25年4月1日残高	247,397	226,751	69	45,335	218,000	155,818	△19,211	—	874,161
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△49,698	—	—	△49,698
当期純利益	—	—	—	—	—	4,317	—	—	4,317
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 78	—	△ 78
自己株式の処分	—	—	89	—	—	—	1,473	—	1,562
その他	—	—	—	—	—	—	—	1	1
事業年度中の変動額合計	—	—	89	—	—	△45,380	1,394	1	△43,895
平成26年3月31日残高	247,397	226,751	158	45,335	218,000	110,437	△17,817	1	830,266

項目	評価・換算差額等	新株予約権
	その他有価証券評価差額金	
平成25年4月1日残高	23,286	6,387
事業年度中の変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	11,557	975
事業年度中の変動額合計	11,557	975
平成26年3月31日残高	34,844	7,363

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づいて作成しております。
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法
(1) 売買目的有価証券
時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。
(2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
(3) その他有価証券
時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法で計上しております。
なお、投資事業有限責任組合等への出資については、当該組合等の財務諸表に基づいて、組合等の純資産を出資持分割合に応じて、投資有価証券として計上しております（組合等の保有する有価証券の評価差額については、その持分相当額を全部純資産直入法により処理しております）。
(4) デリバティブ
時価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
定額法によっております。なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
(2) 無形固定資産、投資その他の資産
定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
従来、当社は有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。
この変更は、グループ内の拠点集約などを契機として減価償却方法を見直した結果、今後は有形固定資産の利用によって享受する経済的便益は耐用年数にわたりほぼ一定であることから、定額法がより実態に即した合理的な費用配分であると判断したことによります。
なお、この変更による損益への影響は軽微であります。
3. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。
(2) 賞与引当金
役員及び従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算基準による支払見積額の当期負担分を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
(1) 繰延資産の処理方法
社債発行費は、全額支出時の費用として処理しております。
(2) ヘッジ会計の処理
原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、条件を満たしている場合には、金利変動リスクのヘッジについては金利スワップの特例処理、為替変動リスクのヘッジについては振当処理によっております。
当社は、一部の借入金及び発行社債等に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利スワップ及び通貨スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っております。
ヘッジの有効性の検証については、ヘッジ手段の時価又はキャッシュ・フロー変動の累計額とヘッジ対象の時価又はキャッシュ・フロー変動の累計額とを比較する方法によっております。
(3) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
(4) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 差し入れた有価証券
投資有価証券のうち77,890百万円を貸し付けております。
2. 資産から直接控除した貸倒引当金
投資その他の資産・その他　3,469百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額　1,869百万円
4. 保証債務

被保証者	被保証債務の内容	金額（百万円）
従業員	借入金	264
関係会社	デリバティブ債務	2,450
計		2,715

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権　359,309百万円
長期金銭債権　571,423百万円
短期金銭債務　56,961百万円
長期金銭債務　6,798百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高
営業取引高　28,531百万円
営業取引以外の取引による取引高　15,327百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当期末における自己株式の種類及び株式数
普通株式　46,887,224株
(注) 自己株式の数には、従業員持株ESOP信託口が取得した当社株式11,332,000株を含めております。これは、当該従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式について、貸借対照表において自己株式として表示されているためであります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	20,695百万円
関係会社株式評価損等	19,967
投資有価証券評価損	9,052
貸倒引当金	1,315
その他	3,957
繰延税金資産小計	54,988
評価性引当額	△54,358
繰延税金資産合計	630
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	14,523
その他	481
繰延税金負債合計	15,004
繰延税金負債の純額	14,374

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等　　（単位：百万円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	大和証券株式会社	所有 直接99.9% 間接　0.0%	資金の貸付 担保金の受入 株券の貸付 役員の兼任 デリバティブ取引先	資金の貸付（注1） 利息の受取（注1） 担保金の受入（注2） 株券の貸付（注2） 品貸料の受取（注2） 利息の支払（注2） デリバティブ取引（注3,4）	297,279 1,371 38,649 77,890 3 56 －	長期貸付金 短期貸付金 未収収益 有価証券担保借入金 未収収益 未払費用 その他の流動資産（デリバティブ資産） 投資その他の資産その他（デリバティブ資産） その他の流動負債（デリバティブ負債） その他の固定負債（デリバティブ負債） 未収収益 未払費用	67,540 261,928 209 44,086 0 4 716 269 2,362 5,369 1,492 142
子会社	大和プロパティ株式会社	所有 直接99.4% 間接　0.6%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注1） 利息の受取（注1）	－ 327	長期貸付金 未収収益	27,020 －
子会社	株式会社大和ネクスト銀行	所有 直接100.0%	譲渡性預金の預入 役員の兼任	譲渡性預金の預入（注5） 利息の受取（注5） 増資の引受（注6）	10,416 7 40,000	有価証券（譲渡性預金） 未収収益	50,000 0
子会社	大和PIパートナーズ株式会社	所有 間接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注1） 利息の受取（注1）	27,000 244	長期貸付金 未収収益	27,100 －
子会社	株式会社大和インベストメント・マネジメント	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注1） 利息の受取（注1）	－ 2,379	長期貸付金 未収収益	194,300 1,259
子会社	株式会社大和インターナショナル・ホールディングス	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注1）	27,680	長期貸付金	243,690

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）取引金額には、短期貸付金は月末平均残高、長期貸付金は貸付金額を記載しております。
　　また、貸付利率は市場実勢を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注2）取引金額には、当期末における貸株の時価及び受入担保金額の月末平均残高を記載しております。
　　また、品貸料率及び担保金金利は市場実勢を勘案して決定しております。

（注3）反復的取引であるため取引金額の記載を省略しております。

（注4）当該取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

（注5）取引金額には、譲渡性預金の月末平均残高を記載しております。また、譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場実勢を勘案して決定しております。

（注6）当社が株式会社大和ネクスト銀行の行った株主割当増資を1株につき10百万円で引き受けております。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	508円14銭
1株当たり当期純利益	2円54銭

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年５月14日

株式会社大和証券グループ本社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙波　博之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貞廣　篤典 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内田　和男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大和証券グループ本社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大和証券グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び主な国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年５月14日

株式会社大和証券グループ本社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙波　博之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貞廣　篤典 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内田　和男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大和証券グループ本社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告

当監査委員会は、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第77期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行、事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、内部監査部門等と連係の上、監視及び検証を行いました。また、監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。なお、子会社の取締役及び監査役等とも情報交換を図り、必要に応じて報告を受けました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

２　監査の結果

⑴取締役及び執行役の職務の執行並びに事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年５月15日

株式会社大和証券グループ本社　監査委員会

監査委員長　但木　敬一 ㊞

監査委員（常勤）　白瀧　　勝 ㊞

監査委員　松原　亘子 ㊞

監査委員　津田　廣喜 ㊞

（注）監査委員但木 敬一、松原 亘子及び津田 廣喜は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主メモ

特別口座に株式をお持ちの株主様へ

特別口座に記録された株式については、単元未満株式の買増・買取請求を除き、**そのままでは売買することができません**。

売買するためには、証券会社等に一般口座を開設し、特別口座から株式を振り替える（株数等の記録を移す）手続きが必要です。

振替手続きは無料ですが、所定の日数を要することから、あらかじめ特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行の下記電話照会先までお問い合わせください。

1,000株未満の株式をお持ちの株主様へ

単元（1,000株）未満の株式をお持ちの株主様は、単元未満株式の買増・買取制度をご利用いただけます。

買増制度：株主様がご所有の単元未満株式とあわせて１単元となるべき単元未満株式の売り渡しを当社にご請求いただく制度です。

買取制度：株主様がご所有の単元未満株式を当社にて買い取らせていただく制度です。

お手続きの詳細につきましては、お取引先の証券会社等までお問い合わせください。なお、特別口座に記録された株式の買増・買取請求は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行の下記電話照会先までお問い合わせください。

株式についてのご案内

事業年度	４月１日から翌年３月31日まで
配当金基準日	期末配当３月31日、中間配当９月30日
定時株主総会	６月末日までに開催（基準日３月31日）
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
各種お問い合わせ及び郵便物送付先 （電話照会先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 0120-782-031（受付時間：平日９：00～17：00／フリーダイヤル）
公告の方法	電子公告により当社ウェブサイトに掲載 http://www.daiwa-grp.jp/ir/shareholders/ やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載

定時株主総会の決議の結果につきましては、当社ウェブサイト（http://www.daiwa-grp.jp/ir/shareholders/shareholders_04.cfm）又は臨時報告書において開示いたします。なお、当該開示をもって決議通知に代えさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

場　所　東京都港区芝公園四丁目８番１号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階　コンベンションホール
電話（03）5400-1111

※ザ・プリンス パークタワー東京は、東京プリンスホテルとは敷地が離れております。お間違えのないようご注意ください。

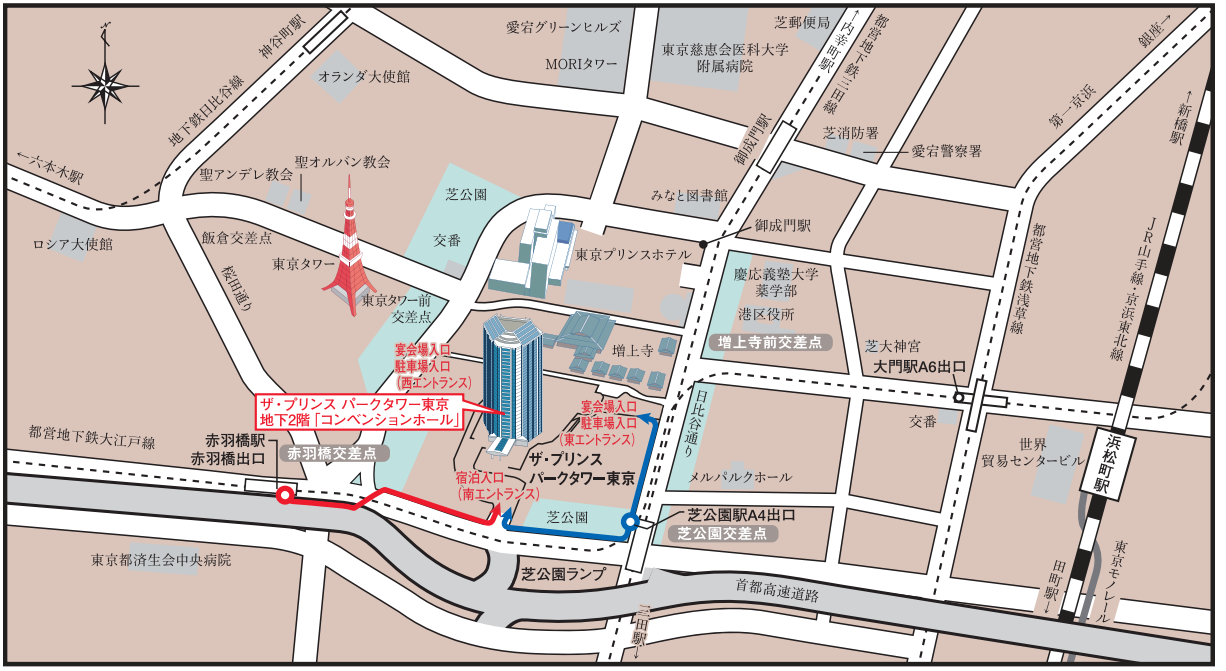

交　通

都営地下鉄大江戸線	赤羽橋駅赤羽橋出口より徒歩４分
都営地下鉄三田線	芝公園駅Ａ４出口より徒歩５分
都営地下鉄浅草線	大門駅Ａ６出口より徒歩10分
JR山手線・京浜東北線	浜松町駅北口より徒歩13分

お願い　・お車でのご来場はご遠慮願います。
・開場時間は午前9時でございます。

例年実施しておりましたJR浜松町駅から株主総会会場までのバス送迎は、バスターミナル改修工事のため、行えませんのでご注意願います。

UD FONT
ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080